ISSN 0387—3188

平成十九年六月三十日発行

萬葉

萬葉学会

上代特殊仮名遣に関わる語彙……蜂矢真郷(一)
萬葉集における子音韻尾字音仮名について……尾山慎(三七)
書評
桑原祐子著『正倉院文書の国語学的研究』……佐野宏(五五)
予告……(六五)

第百九十八号
平成十九年六月

第百九十七号　目次

「南岳」本文の可能性 ……木下正俊
——付「釋紀本」の概要——
戯歌を作りて問答をなせり……井ノ口　史
——巻四・六六五～七歌——
『維摩経』受容の問題 ……富原カンナ
——「方丈」の語をめぐって——
書評
白井伊津子氏『古代和歌における修辞
——枕詞・序詞攷』を読んで ……平舘英子
紹介
興膳宏『古代漢詩選』 ……内田賢徳
報告
予告

上代特殊仮名遣に関わる語彙

蜂矢真郷

上代特殊仮名遣に関わる語彙として、以下にいくつかのものをとり挙げ、それぞれの問題点について検討することにしたい。

ここにとり挙げるものには、上代特殊仮名遣の問題に関わっているが、そのことが語ないし語彙のとらえ方にそれほど影響を及ぼさないものもあるのに対して、上代特殊仮名遣の問題に大きく関わり、そのことが語ないし語彙のとらえ方に影響を及ぼすものもある。中には、なぜそのようになるかよくわからないこともあったりする。また、以前に論争があった問題もあり、その論争の結果がどうであったか、よくは知られていないこともある。あるいは、上代特殊仮名遣の甲乙が異なることが、必ずしも語ないし語彙のとらえ方の問題にならないこともあり得る。

このように、上代特殊仮名遣の甲乙が異なることが、語ないし語彙のとらえ方にどのように影響を与えるかを、影響を与えない場合も含めて考え、そうした上代特殊仮名遣に関わるいろいろな問題について、それらをとり挙げる中で、具体的に述べて行きたいと考える。

一　男と女

男と女を表す語彙については、大野晋氏㈠『日本語をさかのぼる』[1]がかなり詳しく述べられており、岩松空一氏㈠『万葉余滴　やまとことば』[2]も多く述べられていて、それらに述べられていることは納得できることも多いけれども、後に挙げる阪倉篤義氏㈠「書評　大野晋著『日本語をさかのぼる』」[3]もあり、疑問の点もないではないので、大野氏㈠・岩松氏㈠の述べられるところをも参照しつつ、男と女を表す語彙について改めてとらえ直してみたい。

イザナキ・イザナミ　次伊[耶]那岐神　次妹伊耶那美神此二神名亦以音如上

（記神代）　次有㋑神　伊弉諾尊　伊弉冉尊（神代紀上・第二段本書）

男と女を表すもので、さかのぼることができる最も古い形が、

国生みの二神とされるイザナキ・イザナミなどに見えるところの、キ|・|ミであると見られることは、大野氏(一)・岩松氏(一)が述べられる通りである。

イザナキは男の神であり、イザナミは女の神であって、それらの末尾のキ・ミがそれぞれ男女を表すととらえられる。

イザナキ・イザナミに共通するイザは、誘う意の動詞イザナフ[誘]「…ますらをの伴誘ひて〈登母伊射奈比弖〉…」(萬四〇一四〇一)のイザと見られ、それはまた、『時代別国語大辞典上代編』に「誘う。ひきいる。感動詞イザを動詞化したもの。」(イザナフの項)とあるように、人を誘う際に言うところの感動詞イザ「いざ吾君〈伊奢阿藝〉痛手負はずは鳰鳥の淡海の海に潜きせなわ」(記仲哀・三八)でもある。

また、イザナキ・イザナミのナは、連体の格助詞と見られる。岩松氏(一)は、「イザナ」という語は「誘う」の意で共通しています。」のように、動詞イザナフの語幹イザナが男女を表すキ・ミを伴ったと見られているが、～ナフの形の動詞が活用語尾を伴わないで用いられる例は見当たらないので、ナは連体の格助詞ととらえる方がよいと考えられる。

イザナギ・イザナミ　伊|奘|諾(以左奈支(平平平上))　伊|奘|冉(以左奈美(平平平上))(日本書紀私記・御巫本)

因みに、右の古事記・日本書紀の例に見えるイザナキの末尾は、清音キであり濁音ギではない。別稿(一)「～キと～ギ」[4]に見た(以下のカムロギ・スメラギの例についても同様)が、一九六五年一一月～一九七〇年七月の好景気は「いざなぎ景気」と呼ばれ、また、兵庫県淡路市(旧津名郡一宮町)にある伊奘諾神宮がイザナギ神宮であるように、現代では濁音ギとされるけれども、清音キがギに濁音化したイザナギは、日本書紀私記・御巫本の例が比較的早いと見られる。

カムロキ・カムロ|ミ　高天皇[原]尓神留坐　皇睦神漏伎神漏美乃命以弖(祝詞・祈年祭)

カムロキ・カムロミも、それらの末尾のキ・ミがそれぞれ男女を表し、男女の対ととらえられる。これらは、皇祖神を表すかとされる。

カムロ|ギ・カムロ|ミ　高天原尓神留坐　皇親神漏義神漏美乃命持弖(祝詞・鎮火祭)

祝詞に濁音ギのカムロギの例も見えるが、この例は、ギ乙類の萬葉仮名「義」が用いられていて、カムロキのキが甲類であるところから見ると甲類が期待されるところであるので、仮名遣に問題があり、あるいは時代が下る可能性も考えられようか。

スメロ|キ　天皇の〈須賣呂伎能〉遠の朝廷と　韓国に渡る我

が背は……（萬三六八八）三七一〇

天皇を表すスメロキのキは男を表すととらえられる。これに対する女を表す（つまり、女帝を表す）ミの例は、大きく時代が下るけれども、

スメラミ　†SUMERAMI　スメラミ　n. The Empress.（和英語林集成・第三版）

の例がありはする（これも、別稿㈠に見た）。スメラとスメロとはラ―ロの母音交替と見られる。

スメラギ　天―スメラギ（上上上平）（名義抄・図書寮本）

濁音ギのスメラギの例は、類聚名義抄・図書寮本に見える。この例には「宣」とあり、宣命を出典としているが、続日本紀以降の「五国史」の宣命にスメラキないしスメラギの確例は見当たらない。

オキナ［老父・老公］　……狂れたる醜つ翁の〈之許都於吉奈乃〉言だにも我には告げず……（萬四〇一一）四〇三五

オミナ［嫗・老女］　娘於弥奈（新撰字鏡）

オキナ・オミナのキ・ミもそれぞれ男女を表すととらえられ、オキナ・オミナはそれぞれ老いた男女を表している。イザナギ・カムロギ・スメラギのように清音キがギに濁音化する例はキ・ギが語末のものであり、それに対して、オキナのキは語末ではないので濁音ギのオギナにはならないと見られる。

オミナと後に挙げるヲミナとを比べると、ヲミナは若い女を表す（後に女一般を表すようになる）ので、オミナのオはオホ［大］の意のオ［大］かと考えられ、ヲミナのヲは、ヲノ［小野］「さねさし相模の小野に〈佐賀牟能袁怒迩〉燃ゆる火の火中に立ちて問ひし君はも」（記景行・二四）などに見えるヲ［小］かと考えられる。そのオ［大］は、兄弟である仁賢天皇（兄）・顕宗天皇（弟）の名がそれぞれオケ「意祁命」（記清寧）・ヲケ「袁祁命」（同）であり、ヲケのヲがヲ［小］ととらえられるのに対して、オケのオがオ［大］ととらえられること、オホ［大］＋オミ［臣］の複合が約まったオホミ［大臣］が、ツブラオホミ「都夫良意富美」（記安康）・ツブラオミ「都夫良意美」（同）のようにオミともあること、オホバ［祖母］「祖父母古記云（略）俗云　於保知於保波」（令集解・喪葬令）がオバ［祖母］「阿婆於波」（新撰字鏡）ともあること、に現われるものである。

また、オミナと対になるオキナのオもオ［大］かと考えられる。ヲミナのミも、オミナのミと同様に女を表すととらえられる。そして、オキナ・オミナおよびヲミナのナは、「ナは人の意。」（『岩波古語辞典』オキナの項）ともされるが、「接尾語。人をよぶ語について親愛の意をあらわす。」（『時代別国語大辞典上代編』）と見る

方がよいであろう。

これらのキ・ミは、複合語の中に見えるものばかりで、単独で用いられる例は見当たらない。

男と女を表すもので、右に見たキ・ミの次に挙げるべき形は、コ［子（男）］・メ［女］と見られる。大野氏(一)は、キ・ミの次にヲ［男］・メ［女］を挙げられるが、右に見たキ・ミと、このコ・メとはそれぞれキ｜コ、ミ｜メの母音交替の関係にあるので、キ・ミの次にコ・メを挙げるのがよいと考えられる。

なお、男の意のコをコ［子（男）］と示すのは、後にふれる子供の意のコ［子（子供）］と区別するためにこのようにしたものであり、また、コ［男］としないのは、「子」字に子供の意も男の意もあるからである。(5)

コ［子（男）］・メ［女］の例として挙げられるものに、それらを後項とする複合名詞であるヲトコ［男・壮夫］・ヲトメ［少女・処女］、ヒコ［彦］・ヒメ［姫・媛］、イラツコ［郎子］・イラツメ［郎女］、ムスコ［息子］・ムスメ［娘］などがある。

ヲトコ｜［男・壮夫］・ヲトメ｜［少女・処女］　於(七)是伊耶那岐命　先言(二)阿那［迩］夜志　愛袁登賣袁(一)　後妹伊耶那美命　言(二)阿那迩夜志　愛袁登古袁(一)（記神代）

ヲトコはヲト＋コ［子（男）］の複合、ヲトメはヲト＋メ［女］の複合ととらえられ、それらに共通するヲトは、若返る意の動詞ヲツ［変若］「我が盛りいたく、たちぬ雲に飛ぶ薬食むともまたをちめやも〈麻多遠知米也母〉」（萬八四七）の被覆形と見られて、ヲトコ・ヲトメはそれぞれ若い男女を表すと見られる（ヲトコは、後に男一般を表すようになる）。

ヒ｜コ［彦］・ヒ｜メ［姫・媛］　到(二)豊國宇沙(一)之時　其土［土］人名宇沙都比古　宇沙都比賣此十字以音二人　作(二)足一騰宮(一)而（記神武）　生子　沙本毗古王　次袁沙本王　次沙本毗賣命　亦名佐波遅比賣（記開化）

ヒコはヒ＋コ［子（男）］の複合、ヒメはヒ＋メ［女］の複合ととらえられ、それらのヒはヒ｜［日］「…青山に日が隠らば〈比賀迦久良婆〉ぬばたまの夜は出でなむ…」（記神代・三）と見られて、ヒコ［彦］・ヒメ［姫・媛］はそれぞれ男女の尊称として用いられる。なお、岩松氏(一)は、「ヒコとヒメの「ヒ」は「秀でる」という意味で、ハ・ヒ・ホと変化して熟語を形成することが多い語です。」と述べられるが、ヒヅ［秀］「聳（略）勝極白［兒］秀也　佐志須ミ牟又比豆」（新撰字鏡・享和本）ないしヒイヅ［秀］「秀比伊天多利」（成唯識論述記序釈）は、「ホ＝イヅのつまった形といわれる。」（『時代別国語大辞典上代編』ヒヅの項の「考」）、ないし、「《ホ（穂）イデ

（出）の転ヒイデの約》」（『岩波古語辞典』ヒデの項）とされ、ホイヅのホイの約まったヒは、後に第二節に見る名詞の露出形の一般などのように乙類と推定される（『岩波古語辞典』ヒデの項は「推定形」として「Fide」とする）ので、ヒが甲類のヒコ［彦］・ヒメ［姫・媛］のヒをヒヅ［秀］・ヒイヅ［秀］のヒと見るのは難しいと見られる。

イラツコ［郎子］　太子（ヒツギノミコ）、菟道稚郎子（ウヂノワカイラツコノミコ）、譲位（ヲ）于大鷦鷯尊（仁徳前紀・前田本）[6]

イラツメ［郎女］　立（ニ）播磨稲日大郎姫（一云稲日稚郎姫　郎姫　此云異羅菟咩）（ニ）為（ニ）皇后（ニ）（景行紀二年三月）

イラツコ・イラツメに共通するイラは、イリビコ「御真木入日子はや〈美麻紀伊理毗古波夜〉御真木入日子はや〈美麻紀伊理毗古波夜〉…」（記崇神・二二）・イリビメ「阿耶美能伊理毗賣命（此女王名以音）」（記垂仁）のイリ、イロセ「吾者　天照大御神之伊呂勢者也（自伊下三字以音）」（記神代）・イロド「弟名蠅伊呂杼也」（記安寧）などのイロとともに、同母の意とされる。イラツコは同母である男の子を、イラツメは同母である女の子を表すと見られる。また、イラツコ・イラツメのツは連体の格助詞と見られる。なお、イラツコは、「もと、イラツメに対して作られた語らしく、イラツメに比して極めて例が少ない。」（『岩波古語辞典』）とされる。

ムスコ［息子］　御息子（むすこ）の君だち、たゞ、この御宿直（とのゐ）所の宮仕（つか）へをつとめ給ふ（源氏物語・帚木）

ムスメ［娘］　娘（むすめ）を我にたべと、ふし拝（おが）み手をすりのたまへど（竹取物語）

ムスコ・ムスメのムスは、産む・生える意の動詞ムス［産］ととらえられ、ムスコは産んだ男の子を、ムスメは産んだ女の子を表すと見られる。動詞ムス［産］は、「川上（かはのへ）のゆつ岩群に草生（む）さず〈草武左受〉常にもがもな常娘子（とこをとめ）にて」（萬二二）のように、植物が生える意に用いられる例が多いが、神名タカミムスヒ［高皇産霊］・カムミムスヒ［神皇産霊］「次高皇産霊尊　次神皇産霊尊　皇産霊　此云（ニ）美武須毗（ニ）」（神代紀上・第一段一書第四）のムスでもあり、生み出すこと全般に言うと見られる。

コ［子（男）］・メ［女］は、本来、それぞれ男女を表すが、同母の意とされるイラや産む意のムスを上に伴って用いられる場合には、同母とか産むとかの意によって、男女というより、男の子、女の子を表すようになると言える。

これらのコ［子（男）］は、複合語の中に見えるものばかりで、単独で用いられる例は見当たらない。それに対して、メ［女］は単独の名詞として用いられた例が見えるが、それは、ヲ［男］と対義的に用いられるものであるので、ヲ［男］とともに挙げるこ

とにしたい。

そして、男と女を表す語で、次に挙げるべきものは、ヲ［男］・メ［女］と見られる。

メ［女］は、先に見たようにコ［子（男）］と対義的に用いられるものであったが、ヲ［男］とも対義的に用いられている。これらは、単独の名詞として用いられた例が見える。

ヲ［男］・メ［女］　……吾はもよ女にしあれば〈賣迩斯阿礼婆〉汝を置て男はなし〈遠波那志〉……（記神代・五）

このヲ［男］・メ［女］が連体の格助詞ノを介してコ［子（子供）］を伴ったものが、ヲノコ・メノコである。なお、コ［子（子供）］の例は、後に挙げることにする。

ヲノコ　……鶏が鳴く東男は〈安豆麻乎能故波〉出で向かひかへり見せずて……（萬四三三一）

メノコ　愚癡婦人、臨天下以頓亡其縣。（推古紀三十二年十月・岩崎本平安中期点）

ヲノコ・メノコは、それぞれ身分の低い男女を表すとも言われるが、それはコ［子（子供）］を伴うところからそのような意を表すようになったとも考えられる。後に挙げるように、男子一般・女子一般を表すとも言われ、本来は男の子一般・女の子一般を表すかと考えられる。

ヲノワラハ　としここのつばかりなる男のわらは、としよりはをさなくぞある（土左日記）

メノワラハ　此めの童はたへて宮仕つかうまつるべくもあらず侍るを（竹取物語）

同様に、ワラハ［童］を伴ったヲノワラハ・メノワラハ、なども見える。

ヲ・メは、右の古事記歌謡の例のように単独で用いられる例も見えるが、多くは、それらを前項とする複合名詞（ヲ～・メ～）や、それらを後項とする複合名詞（～ヲ・～メ）として用いられる。

前者（ヲ～・メ～）の例として、ヲガキ［男餓鬼］・メガキ［女餓鬼］、ヲガミ［男神］・メガミ［女神］、ヲドリ［雄鳥］・メドリ［雌鳥］の例を、まず挙げておく。

ヲガキ［男餓鬼］・メガキ［女餓鬼］　寺々の女餓鬼申さく〈女餓鬼申久〉大神の男餓鬼賜りて〈男餓鬼被（レ）給而〉その子産まはむ（萬三八四〇）

ヲガミ［男神］・メガミ［女神］　あまのうきはしのしたにて、めがみをがみとなりたまへることをいへるうたなり（古今・仮名序）

ヲドリ［雄鳥］　庭に立つふゝきの雄鳥〈布〻支乃乎止利〉

しついついつら　愛子夫我が夫　暁と知らに我が寝ば　しついついつら　打ち起せ雄鳥〈宇知於世已乎止利〉（琴歌譜九・庭立振）

メドリ［雌鳥］　女鳥の〈賣杼理能〉我が王の織ろす服誰が料ろかも（記仁徳・六六、人名）

ヲドリ・メドリには、「雄雌　毛詩注云　鳥之不（レ）別者　以（レ）翼知之　右掩（レ）左雄和名宇止里（乎）　左掩（レ）右雌（略）和名米止利」（和名抄・廿巻本十八）のような例も見える。

ヲヒ［甥］・メヒ［姪］　兄弟子（略）古記云（略）俗云　乎備賣比也（略）（令集解・喪葬令）

ヲヒ［甥］・メヒ［姪］は、ヲ・メの下に伴われるヒが、ガキ［餓鬼］・カミ［神］・トリ［鳥］のような名詞であることが確認できないけれども、右に並ぶものと見られる。

他にも例は多いが、動物の例としてヲマ［牡馬］・メマ［牝馬］を、植物の例としてヲカツラ［楓］・メカツラ［桂］を、その他の例としてヲガハラ［牡瓦］・メガハラ［牝瓦］、ヲニジ［虹］・メニジ［蜺］の例を挙げておく。

ヲマ［牡馬］・メマ［牝馬］　馬（略）尒雅云　牝馬一名騍馬（略）和名米万　牡馬一名駿馬（略）和名乎方（略）（和名抄・廿巻本十一）

ヲカツラ［楓］　楓　同苑云（兼名）　―（略）一名攝（略）乎加豆良（略）（和名抄・十巻本十）

メカツラ［桂］　桂　兼名苑云　―（略）一名梫（略）女加豆良（同）

ヲガハラ［牡瓦］　牡瓦　唐韻云　甑（略）乎加波良　屋――也（和名抄・廿巻本十）

メガハラ［牝瓦］　牝瓦　唐韻云　瓦（略）女加波良　屋牝瓦也（同）

ヲニジ［虹］・メニジ［蜺］　虹蜺（色葉字類抄）

現代語でも、動物の例としてオウシ［牡］・メウシ［牝］、植物の例としてオシベ［雄蘂］・メシベ［雌蘂］、その他の例としてオネジ［雄捻子］・メネジ［雌捻子］などがあるが、現代語で人に用いられる例はほとんどない（現代語で人に用いられる例は、オイ［甥］・メイ［姪］ぐらいであろう）。これは、前者（ヲ～・メ～）と後者（～ヲ・～メ）との差違と言えよう。

他方、後者（～ヲ・～メ）の例として、シコヲ［醜男］・シコメ［醜女］、ヤモヲ［鰥］・ヤモメ［寡・寡婦］の例を、まず挙げておく。

シコヲ［醜男］　大國主神　亦名謂（二）大穴牟遅神（牟遅二字以音）　亦名謂（二）葦原色許男神（色許二字以音）（記神代）

シコメ［醜女］　即遣（二）豫母都志許賣（此六字以音）令（レ）追（同）

シコは、「醜」字を書くが、みにくい意ではなく、頑強である

意に用いられ、シコヲ・シコメは、それぞれ頑強である男女を表している。

ヤモヲ［鰥］・ヤモメ［寡・寡婦］　是以里無(二)鰥寡(一)家有(二)餘儲(一)（仁徳紀七年九月・前田本）

ヤモヲ・ヤモメには、「鰥夫　釋名云　无(レ)妻曰(レ)鰥（略）和[名]—夜毛乎」・「寡婦　釋名云　无(レ)夫曰(レ)寡[寡]—婦和[名]—夜毛米（略）」（和名抄・十巻本一）のような例も見え、それぞれ独身の男女を表している。なお、ヤモメに対して、ヤマメ「我が身ぞ寡にていたづらにならめ」（宇津保物語・国譲中）の形の例もあるが、ヤモヲに対するヤマヲの例は見当たらない。

ヤモメは、右に見たように、独身の女を表す。ところが、中古には、ヤモメが独身の男について言う例も見えるようになる。「昔、をとこ、やもめにてゐて」（伊勢物語）の例がそうである。「鰥[鰥][鰥]ヤモメ　无妻曰——夫」・「寡[寡]ヤモメ　无夫曰[寡]——婦[也]—」（色葉字類抄・黒川本）の前者の例もそうで、独身の男の意の「鰥」字にヤモメの訓がある。また、ヤマメも、「大納言殿はやまめのやうにておはすれど」（栄花物語十）のように、独身の男について言う例が見える。中古に下ると、ヤモメ・ヤマメのメが女の意であることが認識されなくなっていたということであろうか。ないしは、ヤモヲが用いられなくなって行き、ヤモメ・ヤマメが男女を問わず独身の人を表すようになったかとも考えられる。

なお、独身の男を表すもので、

ヲノコヤモメ　鰥鰥同作（略）男也毛女（新撰字鏡）　隣有(二)耆嫗(一)各居(二)鰥寡(一)〈嫗於于那　鰥乎乃古夜母〉（霊異記・中十六・国会図書館本）　鰥ヲノコヤモメ（名義抄）

ヲトコヤマメ　鰥寡ヤマメ　鰥ヲハヲトコヤマメトヨミ、寡ヲハヲンナヤマメトヨム、（壒嚢鈔・二36）　Votocoyamame. 男やもめ。（日葡辞書・補遺）

ヲトコヤモメ　さすが男やもめにて送らんよしもなければ、かさねて妻をもとめ置しが（咄・醒睡笑四）

のように、本来は独身の女を表すヤモメ・ヤマメの上に、男の意のヲノコ・ヲトコを伴った、言わば中間的な形態も見える。これらのうち、新撰字鏡の例は、類聚名義抄の例によってヲノコヤモメと訓み、日本霊異記訓釈の例は、ヲノコヤモとあるが、新撰字鏡や類聚名義抄の例から見て、メの脱落したものととらえておく。壒嚢鈔の例は、ヲトコヤマメとともにヲンナヤマメともあって、ヤマメが男女を問わず独身の人を表していることが注意される。

また、マスラヲ・タワヤメも、後者（～ヲ・～メ）の例である。

マスラヲ　……大伴の氏と名に負へるますらをの伴〈麻須良乎能等母〉（萬四四六五）
四四八九

タワヤメ　逢はむ日の形見にせよとたわやめの〈多和也女能〉思ひ乱れて縫へる衣そ（萬三七五二）

タヲヤメ「婦人　同［日本紀］私記云　手弱女人多乎夜米　婦人上同」（和名抄・十巻本一）の例も見え、タワヤとタヲヤとはワ―ヲの母音交替と見られる。

さて、ヲトコと対義的に用いられるものは、ヲトメであったが、ヲミナが用いられる例も見える。

ヲトコ［男］・ヲミナ［女］　秋野には今こそ行かめもののふの男女の〈乎等古乎美奈能〉花にほひ見に（萬四三一七）

また、

……木幡の道に逢はしし嬢子〈阿波志斯袁登賣〉……眉画き此に画き垂れ逢はしし女［波］〈阿彼志斯袁美那〉……（記応神・四二）

のように、同じ歌謡の中でヲトメとヲミナとがほぼ同じ意に用いられている例も見える。

先に見たように、ヲトメは若い女の意を表すものであった。これも先に見たように、ヲミナのヲはヲ［小］かと考えられ、ヲミナも若い女の意を表すものであった。つまり、ヲトメもヲミナも若い女の意を表すところから、ヲトメの代わりにヲミナが用いられるようになったものであろう。

なお、大野氏(一)は、ヲミナに「嬢婦人美也　美女也　良女也　肥大也　乎美奈」（新撰字鏡）の例があることや、花の名ヲミナヘシの表記が「〈佳人部為〉」（萬二一〇七）・「〈美人部師〉」（萬二一一五）などとあることから、ヲミナがもと美女・佳人の意であると述べられるが、これには、阪倉氏(一)（書評）の批判があって（その際に西宮一民氏の説を引かれるが、それは後に挙げる）、美女・佳人の意に用いられることはあるが、それが本来の意ではないと考えられよう。

そして、中古に下ると、

ヲトコ・ヲンナ　をとこをむなのなかをもやはらげ、たけきもの、ふの心をも、なぐさむるはうたなり（古今・仮名序）

をとこもすなる日記といふものを、をむなもしてみんとてするなり（土左日記）

のように、ヲミナのミが撥音便化して、ヲトコとヲンナが対義的に用いられるようになり、現代語につながる形となる。

なお、オミナのミが撥音便化したオンナ「嫗　説文云［嫗］―（略）和名於無奈　老女稱也」（和名抄・十巻本一）、および、ヲミナのミがウ音便化したヲウナ「たとへば絵にかける女をみて、いたづらに心を動かすがごとし」（古今・仮名序）、オミナのミがウ音便化したオウナ「嫗ども、いざたまへ、寺に尊き業する、見せたて

まつらむ」（大和物語）の例[7]も見える。

ところで、先にふれたように、大野氏(一)に対する阪倉氏(一)（書評）は、西宮氏の説（『新明解古語辞典 補注版』ヲトコの項）があることを指摘される。これはあまり知られていないと思われるので、全て引用する。

ヲトコは原義的には「ヲト〔若〕コ〔男子〕」だから、「ヲト〔若〕メ〔女子〕」に対する語であった。ところが一般に男女という場合はヲトコ・ヲミナが対語として用いられている。ヲトコは右の如くヲトメの対語であり、ヲミナは実はヲグナ〔童男〕と対になる語である。すなわち、「ヲ〔小・若〕グ〔男性〕ナ〔人〕」に対する「ヲ〔小・若〕ミ〔女性〕ナ〔人〕」である。ところが、早く、男はヲトコ、女はヲミナという本来よりずれた形で対をなしてしまったものといえる。確かにずれてはいるが、ヲグナ・ヲミナは童男・童女であるから、ヲトコ〔若男〕・ヲトメ〔若女〕と、意味の上でさほど距離がなかったともいえよう。その反対は、オキナとオミナで、「オ〔大・老〕キ〔男性〕ナ〔人〕」「オ〔大・老〕ミ〔女性〕ナ〔人〕」という対語となる。また男子一般・女子一般としてヲノコ〔男の子〕・メノコ〔女の子〕という言い方もある。単にヲとメといえば、雄と雌、男性と女性、夫と妻という意の如く、性別上の意識が強い。このように、男性はK（g）の音、女性はMの音をもつ表現と、ヲとメとの表現との二系列があったわけである。

このとらえ方の注意されるところは、本来はヲグナとヲミナとが対になるととらえられることである。これは、非常におもしろいとらえ方である。

ヲグナ　是小確尊　亦名日本童男童男此云烏具奈　亦曰(二)日本武尊(二)

（景行紀二年三月）

のように、ヲグナは、「童男」の訓としてあって、若い男の意と見られる。ヲミナは、若い女の意であること、先にオミナとの対比によって見た通りである。先にヲミナのヲをヲ〔小〕と、同じくナを親愛の意の接尾語かと見ることについても見たが、ヲグナのヲ・ナについても同様である。つまり、ヲグナのグが男を表すと見られる。先に見たキやコ〔子（男）〕と母音交替の関係にあるクを考えるとすると、ヲグナのグはそのクの濁音化したものととらえられる。本来はヲグナとヲミナとが対になるというのは非常におもしろいとらえ方であるが、ただ、ヲグナのグがなぜ濁音であるかという点に問題が残ると見られる。

さて、西宮氏は、ヲトコもヲグナも若い男の意であり、ヲトメ

もヲミナも若い女の意であるので、ヲトコとヲミナという「本来よりずれた形で」対をなすことになったと述べられる。そして、「本来よりずれた形で」はあるが、この対が安定し、そのことによって、ヲトコが男一般を表し、ヲミナ(ないし、ヲンナ)が女一般を表すようになったと考えられる。

ところで、この西宮氏の述べられるところの最後に「二系列」とあるのは、

ヲトコ ↔ ヲトメ
ヲグナ ↔ ヲミナ
オキナ ↔ オミナ

と、

ヲ ↔ メ
ヲノコ ↔ メノコ

との二つの系列ということである。「K(g)の音」とあるのは太字で示したキ・コとグ(その中心的なものはコと見られる)であり、「Mの音」とあるのは太字で示したミ・メ(その中心的なものはメと見られる)である。

この場合に、女を表すものは「二系列」の間で大きく異なっていない(強いて異なる点を挙げれば、前者ではミとメとがあるのに対して、後者ではメのみである)ことが注意されて、その点に注意して改めて見ると、

男は、〝キ〜コ、グ(その中心はコ)〟と〝ヲ〟との二類
女は、〝ミ〜メ(その中心はメ)〟の一類

ととらえ直すことができる。

このように見てみると、男を表すものに〝コ〟と〝ヲ〟との二類があることが問題の中心であり、そして、男を表すものになぜ二類があるかが問われることになる。

先に少しふれたように、コ[子]には、男を表すコ[子(男)]と子供を表すコ[子(子供)]とがあった。本来、この二つの意味は未分化なものであったと考えられる。コ[子(子供)]の例は、次のようである。

コ[子(子供)] 八田の一本菅は子持たず〈古母多受〉立ちか荒れなむあたら菅原……あたら清し女(記仁徳・六四)

古事記本文によるならば、この例の「八田の一本菅」や「清し女」と呼ばれているのは「八田若郎女」のことであり、「子」は男の意ではなく子供の意である。

男を表すコ[子(男)]が、ヒコ[彦]などの複合語の例しか見えず、子供を表すコ[子(子供)]が、右のように単独で用いられる例が見えることは、男の意の方がより古く、子供の意の方がより新しいことを想像させる。ヲ[男]もまた、単独で用いられる

例が見えた。

すなわち、〝コ〟と〝ヲ〟との二類の発生は、コ［子］における男の意と子供の意とが分化して、コが子供の意の方に傾向するようになり、そして、男の意を表すものとして新たにヲが用いられるようになった結果ではないかと推定される。

二　名詞の露出形

名詞・動詞の被覆形・露出形については、有坂秀世氏(一)「国語にあらはれる一種の母音交替について」[8]・(二)「母音交替の法則について」[9]以降の研究がある。

有坂氏の挙げられる被覆形末音節と露出形末音節との対応は次のようであり、それぞれ名詞の被覆形・露出形の例を挙げておく。

被覆形末音節―露出形末音節　名詞被覆形―名詞露出形

ア列　―エ列乙類　サカ［酒］―サケ［酒］

ウ列　ツク［月］―ツキ［月］

オ列甲類　―イ列乙類　クロ［黒］―クリ［涅］

オ列乙類　コ［木］―キ［木］

（オ列乙類―エ列乙類）（ソ［背］―セ［背］）

ところで、川端善明氏『活用の研究』[10]Ⅱは、

オク［奥］―オキ［沖］

オクカ　……常知らぬ国の奥かを〈國乃意久迦袁〉百重山越えて過ぎ行き……（萬八八六）

オク［奥］　我が恋はまさかもかなし草枕多胡の入野の奥もかなしも〈於久母可奈思母〉（萬三四〇三・東歌）

オキ［沖］　……沖つ鳥〈淤岐都登理〉胸見る時はたゝぎもこれは適はず……（記神代・四）

ヨモ［黄泉］―ヨミ［黄泉］

ヨモツシコメ　即遣(二)豫母都志許賣(二)（此六字以音）令(レ)追（記神代）

ヨモツヒラサカ［泉津平坂］　泉津平坂　此云(二)余母都比羅佐可(二)（神代紀上・第五段一書第六・七）

ヨミツヒラサカ　与美津枚坂尓至坐弖（祝詞・鎮火祭）

イス・イソ［石・礒］―イシ［石］[11]

イスノカミ　石の上〈伊須能箇瀰〉布留を過ぎて　薦枕高橋過ぎ……（武烈前紀・九四）

イソノカミ　いそのかみふるのなか道なかなかに見ずはこひしと思はましやは（古今六七九）　石上以曽乃加美（和名抄・高山寺本、大和国山邊郡郷名）

イソ［石・礒］　……うち廻る島の埼々　かき廻る磯の埼落ちず〈伊蘓能佐岐淤知受〉……（記神代・五）

イシ［石］　……真玉なす二つの石を〈布多都能伊斯乎〉
　　世の人に示したまひて……（萬八一三）八一七

の対応を挙げられて、名詞の「露出形母音構造」において、「〔o＝ï〕」「〔ö＝ï〕」「〔i＝ï〕」が「事実としては」「存しない」（傍点、川端氏）と、つまり、二音節の名詞露出形において、オ列甲類＋イ列乙類、オ列乙類＋イ列乙類、イ列甲類＋イ列乙類のものがないと述べられ、そして、「ヨモ→ヨミ（黄泉）、オク→オキ（奥・沖）、イス・イソ→イシ（石）のように、音節結合性格上、イ乙に現象することが反撥せられてイ甲にあらわれると解釈される」と述べられる。すなわち、限られた条件の下ではあるが、名詞の被覆形末音節がウ列・オ列甲類・オ列乙類のものに対する露出形末音節が、イ列乙類ではなくイ列甲類のものがあるとされる。

なお、被覆形イス・イソ［石・礒］に対して、被覆形イサの例として、イサゴ［砂］「…たまきはる内の朝臣が　腹内は小石あれや〈異佐誤阿例椰〉いざ闘はな我は」（神功紀・二八）の例も見える。[12]

川端氏が「音節結合性格上、イ乙に現象することが反撥せられてイ甲にあらわれると解釈される」と言われる「音節結合性格」がどのようなものであるか、必ずしも十分に明らかにされているとは言えないが、確かにそのような例が認められ、さらに、ニフ［新］―ニヒ［新］の対応を加えることができる。

　　ニフナミ　誰そこの屋の戸おそぶるにふなみに〈尓布奈未尓〉我が背を遣りて斎ふこの戸を（萬三四六〇・東歌）三四七九
ニヒナヘ［新嘗］　……新嘗屋に〈尓比那閇夜尓〉生ひ立てる百足る槻が枝は……（記雄略・九九）一〇〇

なお、被覆形ニフ―露出形ニヒに対して、被覆形ニハ―露出形ニヘの例として、ニハナヒ［新嘗］「丁卯　天皇　御（キヲス）新嘗（ニハナヒヲ）。」（皇極紀元年十一月・岩崎本平安中期点）、ニヘ［贄・苞苴］「對曰　臣是　苞苴擔之子苞苴擔此云珥倍毛苑」（神武前紀）の例もあるが、これは、被覆形イス・イソ［石］―露出形イシ［石］に対して、被覆形イサ［石］の例もあるのと同様である。

ニフ［新］―ニヒ［新］については、以前に、別稿(一)「複合名詞の前項――倭名類聚抄の地名を中心として――」[13]に少し述べたことがあるように、和名類聚抄・元和古活字本の地名、ニフカハハ「新川迩布加波」（越中国郡名）・ニフタ「新田尓布太」（上野国郡名）、ニヒクラ「新座爾比久良」（武蔵国郡名）・ニヒタ「新田迩比太」（陸奥国郡名）等の例もある。

三　アユム［歩］

アユム［歩］を、ア［足］＋ヨム［読］の構成のアヨムの母音

交替ととらえる説がある。

伊藤左千夫の短歌に、

滝つぼにおりてみらくと苔青き五百個岩群を足読みてくだる

（一九〇〇〔明治三三〕年詠）

とあり、これは、アユムではなくアヨムの例であるが、この「足読み」とある表記は、ア［足］＋ヨム［読］の構成ととらえたものと見られる。

また、『大言海』に、

足数むノ転ナルベシ、サレバ、あよむトモ云フナリ、（眉、まよ。足結、あよひ。歩ぶ、あよぶ。揺ぐ、あよぐ）歩スルハ、数フルガ如シ、（アユムの項）

とある。

さらに、岩松氏(二)「「よ」・「よむ」・「あゆむ」の本義」[14]に、

「足」に「よむ」がついて「あよむ」が誕生し、後に「あゆむ」となったと考える時、「足で間隔をとる」ということから、生じたと考えることができる。

とあり、岩松氏(二)は『大言海』の説にふれられていないが、このとらえ方はある程度支持されているようである。

アユム［歩］　ま遠くの雲居に見ゆる妹が家にいつか至らむ歩め吾が駒〈安由賣安我古麻〉（萬三四四一・東歌）三四六〇

アヨム［歩］　婆ー陁可レ捗。（知恩院蔵大唐三蔵玄奘法師表啓平安初期点・中田祝夫氏釈文）

ヨム［数・読］　春花のうつろふまでに相見ねば月日数みつつ〈月日餘美都追〉妹待つらむそ（萬三九八二）四〇〇六

アヨム［歩］は、上代の確例が見えず、ヨの甲乙は不明である。他方、ヨム［数・読］のヨは乙類であるので、先の説に従うならば、アヨムのヨも乙類ということになる。

ここで、『大言海』が、ユーヨの母音交替の参考例として挙げるところの「（眉、まよ。足結、あよひ。歩ぶ、あよぶ。揺ぐ、あよぐ）」について、一通り検討することにしたい。

マユ［眉］　眉　説文云　眉（略）万由　目上毛也（和名抄・十巻本）

マヨ［眉］　……眉画き〈麻用賀岐〉此に画き垂れ逢はしし女……（記応神・四二）

アユヒ［足結］　宮人の足結の小鈴〈阿由比能古須受〉落ちにきと宮人響む里人もゆめ（記允恭・八一）八一

アヨヒ［足結］　大和の忍の広瀬を渡らむと足結手作り〈阿庸比陁豆矩梨〉腰作らふも（皇極紀・一〇六）

アユブ［歩］　鵝ヨロコビテ太子ノオマヘニアユビイタルニ（法華百座聞書抄）

アヨブ［歩］　鬼はあよび歸ぬ（宇治拾遺物語）
アユク［揺］　道の口隈坂山の　や　葛の葉の揺ける我を〈安由介留和礼乎〉夜独り寝よとや神の　夜独り寝よとや　おけ（古謡集・承徳本・気比の神楽）　雲まよひほしのあゆくと見えつるは螢のそらにとぶにぞ有りける（拾遺四〇九）
アヨク［揺・動］　群玉のくるにくぎ鎖し堅めとし妹が心は動くなめかも〈阿用久奈米加母〉（萬四三九〇・防人歌）

右のうち、アユク・アヨクは、『大言海』に「揺ぐ、あよぐ」のように濁音グとあるが、萬葉集のアヨクの例から見て、いずれも清音クとしておいた。

アヨブ［歩］は、上代の例が見えず、甲乙は不明であるが、マヨ［眉］・アヨヒ［足結］・アヨク［揺・動］のヨは甲類であることが確認できる。そして、ユ―ヨ|に限らず、ウ列―オ列甲類の母音交替の例は多い。

ここに、仮に先の説に従う場合は、アヨム［歩］のヨが乙類であることになり、ヨが甲類であるこれらと異なっているので、先の説には疑問があることになる。

実は、ユ―ヨ乙類の母音交替かとも疑われる例が一つだけある。

ツクユミ|　次生(三)月神(一)一書云月弓尊　夜見尊　月讀尊（神代紀上・第五段本書）
ツクヨミ|　……月夜見の〈月夜見乃〉持てるをち水　い取り来て君に奉りて……（萬三二四五）
ツクヨミ|　次洗(三)右御目(一)時　所(レ)成神名　月讀命（記神代）
月読の〈月余美能〉光を清み神島の磯みの浦ゆ舟出す我は（萬三二五九九）

右にツクユミの例として挙げた日本書紀の例は、ツクユミ|「月弓」とツクヨミ|「月夜見」とツクヨミ|「月讀」とが並記されているものである。

このように、ツクユミ|・ツクヨミ|・ツクヨミ|の三種類の形があり、これらをどのようにとらえるかが問題であるが、これについては二つの考え方がある。

第一に、阪倉氏(一)『語構成の研究』[15]は、次のように述べられる。

ここに問題は、/u/―/o/といふ交替が存するがごとくに見える事実である。A・B両域にわたるこのやうな交替が考へにくいことは、おなじく両域にわたる/o/―/ö/といふ交替が考へにくいのと同様の事情である。たとへば月神をあらはす語が、『神代紀・上』に「次生月神、一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀命」とあり、『萬葉集』にも、「月夜見」（三二四五）、「月余見」（三二五九九・三六二二）、「月讀」（六七〇・六七一・九八五・一〇七五・一三七二）とあつて、「ツクユミ」

「ツクヨミ」「ツクよミ」といふ三種類の形であらはれてゐるのは、一見、/u/—/o/—/ö/が相互に交替してゐるがごとくであるけれども、実はこれは、やはり命名のしかたの相違にもとづくことであつて、ツクユミ・ツクヨミに対して、ツクよミ(月讀)は、月神を、ちがつた立場から見ての名であつたと考へるべきであらう。「ツクよミ」の方が、あたらしく成立した名であつたといふやうなことも想像される。

なお、右の引用の「ヨ」はヨ甲類を、「よ」はヨ乙類を示している。また、「A・B両域」とあるのは、泉井久之助氏『言語の構造』第三版[16]が、u／oïを「A域」、öを「B域」、aëeïを中間とされるのによられていて、ここでは「A域」のウと「B域」のオ乙類との母音交替がありにくいことを表している。[17]

第二に、日本古典文学大系67『日本書紀上』の補注には、

月に関しては、月弓尊・月読尊・月夜見尊という表記がある。月読は tukuyömi で、その頃は文字は無かったのだから、yömi は、今日のように、文字を読むことではなく、一つ二つと、数を数えることであった(その意味は今日でも、サバをヨムなどと使う)。従って、月読とは、本来、毎晩毎晩、月齢を数えることから発した名である。しかし、その語源が忘れられると、月読 tukuyömi は月夜 tukuyo に連想されて、tukuyomi(月夜見)という形が成立した。月夜見のツクヨは万葉集でもほとんど月そのものの意。ミは、ヤマツミ・ワタツミのミのことで、月の神の意となる。ところが、yo は yu と交替しやすいので tukuyomi → tukuyumi という変化が起り、月弓という形が成立したのである。(1—三七)

とあり、『岩波古語辞典』も、

《ツクはツキの古形。ヨミは数えること。また別に、月の意のツクヨに神の意のミがついた形。古く二つの語源意識があり、混同されたらしい》(ツクヨミ［月読・月夜霊］の項)

とする。

阪倉氏[二]は、ヨ乙類のツクヨミ「の方が、あたらしく成立した名であつたといふやうなことも想像される。」とされ、大系の補注は、ヨ乙類のツクヨミが「本来」のものであるというとらえ方である。この二つの考え方について、どちらかと言うと、大系の補注の方が、どういう理由で変化してきたかということが述べられているという点で、やや説得力を持っているように思われるが、いずれにせよ、ツクユミとヨ乙類のツクヨミとが直ちに母音交替しているととらえられるのではないと考えられる。

アユム［歩］に戻って言えば、やはり、アユムのユと、ヨ乙類であるヨム［読］のヨとを母音交替ととらえるのは困難であり、

つまり、ア［足］＋動詞ヨム［読］の構成のアヨムの母音交替ととらえるのは困難であると考えられる。アヨムのヨは、アユムとの交替から見ると、本来は甲類である可能性の方が高いと見られる。なお、岩松氏㈡に対しては、以前に、別稿㈢「語彙（史的研究）」[18]（展望）において、「アユムを足（ア）＋数（ヨ）ムの転とするが、ヨムのヨは乙類なのでありにくい。」と述べたことがある。

四　キ［木］

阪倉氏㈠『語構成の研究』[19]は、「萬葉集の名詞の語末拍による分類表」[20]を作られ、それについて、

もつともおびただしく存在する、語末にイ列音をもつ名詞であるが、（略）二類の別のあきらかなものにあつては、ほとんどすべて甲類であつて、たしかに乙類と見るべきものは、きはめてわづかしかない。（キの乙類を有するものとして、一往十二語をあげたが、そのうち、スギ・ツキ・ナギ・ハギ・ヒサキ・マキ・ヤナギ・ヨモギ・ヲギなどの植物名は、本来いづれも「木」を後項とする複合語である可能性がつよいし、ミサザキもまた、おそらくは「城（キ）」を後項とする複合語であらう。ムツキが、「月」といふ構成要素をふくむとすれば、結局、あきらかにキの乙類を語末にふくむ語は、ツキ〈月〉の一語になる。）

と述べられる。

ここに、キ［木］を後項とする複合名詞と見る可能性の強いものとして挙げられる「スギ・ツキ・ナギ・ハギ・ヒサキ・マキ・ヤナギ・ヨモギ・ヲギ」の例を見てみると、次のようである。

スギ［杉］　石上振之神榲此云須擬（顕宗前紀）

ツキ［槻］　……新嘗屋（にひなへや）に生ひ立てる百足（おほだ）る槻（つき）が枝は〈都紀賀延波〉……（記雄略・九九）

ナギ［水葱］　……水葱（なぎ）の下（もと）〈奈疑能母騰〉芹（せり）の下吾（もとあれ）は苦（くる）しゑ（天智紀・一二六）

ハギ［芽子］　朝霧のたなびく田居（ゐ）に鳴く雁を留め得むかも我がやどの萩（はぎ）〈吾屋戸能波義〉（萬四一二四）四二四八

ヒサギ［楸・久木］　一千四百十八張比佐宜染（造仏所作物帳断簡か・正倉院文書　天平六年五月一日か）

マキ［真木・槇・被］　乃抜㈡鬚髯㈡散之　即成㈥杉又抜㈡散胸毛㈠　是成㈥檜　尻毛是成㈥被（略）被　此云㈡磨紀㈠（神代紀上・第八段一書第六）

ヤナギ［楊・柳］　稲筵川副柳（いなむしろかはそひやなぎ）〈呵簸泝比野儺擬〉水行けば靡（なび）き起（お）き立（た）ちその根（ね）は失せず（顕宗前紀・八三）

ヨモギ［蓬］　……ほとゝぎす来鳴（きな）く五月の　あやめ草蓬（くさよもぎ）かづらき〈余母疑可豆良伎〉……（萬四一一六）四一四〇

ヲギ［荻］　妹なろがつかふ川津のささら荻〈佐左良乎疑〉
　あしと人言語りよらしも（萬三四四六・東歌）三四六五

これらのキ・ギは、いずれも乙類であることが確認できるので、後項がキ［木］ととらえられる可能性は確かに強いと言える。

なお、ヒサギのギは萬葉仮名「宜」が用いられていて、清音キではなく濁音ギと見られる。

また、ツキ［槻］は露出形であり、これに対する被覆形ツクの例として、ツクユミ［槻弓］「…槻弓に〈菟區喩弥珥〉まり矢を副へ…」（神功紀・二八）が挙げられる。

他方、

ツバキ［椿］　……其が下に生ひ立てる葉広斎つ真椿〈由都麻都婆吉〉……（記仁徳・五七）　あしひきの八つ峰の椿〈夜都乎乃都婆吉〉つらゝゝに見とも飽かめや植ゑてける君（萬四四八一）四五〇五

ムギ［麦］　くへ越しに麦食む小馬の〈武藝波武古宇馬能〉はつゝゝに相見し児らしあやにかなしも（萬三五三七・東歌）三五五八

ヒモロキ［神籬］　故以㈡天照大神㈠託㈡豊鍬入姫命㈠祭㈢於倭笠縫邑㈠仍立㈡磯堅城神籬㈠（一書）　神籬此云比莽呂岐（崇神紀六年）

のように、末尾がキ・ギ甲類のものが見える。

なお、右の日本書紀の例の「磯堅城」の「堅」を衍字と見るには、「仍就㈡於倭笠縫邑㈠立㈡磯城神籬㈠」（古語拾遺・嘉禄本）の例が参考になる。

これらキ・ギ甲類のものについてどのように考えるかであるが、このうち、ヒモロキ［神籬］については、以前に別稿㈠にふれたが、第二節に挙げたヨモ［黄泉］―ヨミ［黄泉］と同様に、オ列乙類のロの次にイ列乙類のキが来ることがありにくく、キ甲類になったと考えることができるかとも思われる。

また、ムギ［麦］は、キ［木］と異なるということかもしれない。尤も、その場合は、ナギ［水葱］や、ヨモギ［蓬］のギが乙類であるということとどういう関係になるか、といった問題になる。

しかし、ツバキ［椿］については、阪倉氏が挙げられる例から見ると、キ乙類であることが期待されるけれども、なぜキ甲類であるのか、よくわからないと言うしかないかと思われる。

なお、観音寺遺跡木簡に、キ乙類と見られる「椿ッ婆木」の例が見えることが合わせて注意される。[21]「椿　唐韻云　椿（略）豆波木　木名也」（和名抄・廿巻本廿）の例も見え、ともにツバキのキがキ［木］ととらえられていたことも考えられるが、これらは、観音寺遺跡木簡の例と異なり中古に下るので、

あまり参考にならないとも考えられる。

五　カミ―［上］とカミ―［神］

大野氏㈠『日本語をさかのぼる』に対する阪倉氏㈠（書評）に始まる阪倉氏・大野氏の論争があった。

大野氏㈠『日本語をさかのぼる』（前掲）

阪倉氏㈠「書評　大野晋著『日本語をさかのぼる』」（前掲）

大野氏㈡「問いかけと、文献的事実と、推論と――阪倉篤義氏の批評に関連して――」[22]

阪倉氏㈢「「文献主義」の立場――大野晋氏の述懐に関連して――」[23]

阪倉氏㈣「語源――『神』の語源を中心に」[24]

のようである。これらの中で、最も問題になったのは、カミ―［上］とカミ―［神］との関係についてである。

阪倉氏㈣にふれられていることであるが、橋本進吉氏が述べられることと大野氏が述べられることとの間には、ニュアンスの差違がある。橋本氏「古代国語の音韻に就いて」[25]は、

「神」といふ語は「上」といふ意味の「かみ」から出たものであるといふ説があります。是は宣長翁の説です。（略）併し今日に於ては「神」の「み」は「ミ」の乙類に属し「上」の「み」は甲類に属して互に混同せず、奈良朝又はそれ以前に於ては発音が違つて居つたのであらうと考へられますから、かやうな語源説は甚だ危険であります。もつとも斯ういふ語が出来たのは、ずつと古い時代でありませうから、その時代の音は奈良朝頃とは違つてゐたかも知れませんから、どうしても「神（カミ）」と「上（カミ）」との間に関係を附けてはいけないといふことは少し言ひ過ぎかも知れませんが、我々が達することが出来る極めて古い時代の、奈良朝又はもう少し古い時代に於て、この二つの語が同じ音でなかつたとすれば、その間に関係があるとすることはよほど考へなければならぬと思ふのであります。

のように述べられ、他方、大野氏㈠[26]は、

奈良時代には全く別の音であった。ということは、神（かみ）と上（かみ）とは、結びつかない二つの単語だということである。本居宣長以来、神（かみ）は上（かみ）にましますからカミというのだと言われて来た。しかし、今や、神（かみ）と上（かみ）とは結びつかない。これは、全然無関係の語である。それゆえ古代日本人は、神（かみ）を上（かみ）にましますものとして命名したのではなかったということになる。

のように述べられるが、確かにニュアンスが異なると言ってよいであろう。

ところで、ここに気になることがある。それは、「是は宣長翁の説です。」（橋本氏）・「本居宣長以来、」（大野氏㈠）とあることである。

試みに、宣長『古事記伝』を見ると、

神名は迦微能美那波と訓べきことも、首巻に云り、迦微と申す名義は未ダ思ヒ得ず、【舊く説ることゞも皆あたらず、】

（三、神代一之巻・天地初発の段）

のように、「迦微と申す名義は未ダ思ヒ得ず、」とあって、「「神」といふ語は「上」といふ意味の「かみ」から出たものである」（橋本氏）・「神は上にましますからカミというのだ」（大野氏㈠）などとは述べられていない。右の「舊く説ることゞも」に当たる可能性のあるものとして、新井白石『東雅』を見ると、

凡稱じてカミといふは。尊尚之義也ければ君上の如き。宮長の如き。皆是をカミといひ。近く身に取りても。頭髪の如きをいひ。遠く物に於ても。上なる所をさして。カミといふ。ましてや斯人の神聖なる。これを尊び稱じてはカミといひ。また大神とも。大御神ともいひける也。（四、神祇第四「神カミ」）

のように、カミ［上］とカミ［神］とがともにとらえられていて、これは、むしろ宣長より古いとらえ方であると言えそうである。[27]

周知のように、宣長は上代特殊仮名遣に気づいているので、[28]甲乙の異なるカミ［上］とカミ［神］とをともにとらえることはしなかったと見てよい。尤も、宣長の著作を全て確認した訳ではないので、『古事記伝』より古い著作に、カミ［上］とカミ［神］とをともにとらえるとらえ方が述べられている可能性はなしとしない。

さて、大野氏㈠以後、カミ［上］とカミ［神］との関係がどのようにとらえられてきたかと見ると、例えば、服部四郎氏「上代日本語の母音体系と母音調和」[29]に、次のようにある。

$kami^1$《上、首長》と $kami^2$《神》とは、奈良時代には確かに音形も意味も互いに異なる別の単語ではあったが、同原語（語原的には同じ語根を含む単語）ではないと断定することはできない。$kami^2$は基本形 kamu《神》の延長形であるから、内的再構等によって奈良時代以前の日本語に i^1～u という母音交替があったことが証明されれば、$kami^1$と $kami^2$も同原語だということになろう。そしてその可能性なきにしもあらずである。pi^1to^e《1》～puta《2》や mi^1《3》～mu《6》には i^1～u という交替が見られる。（圏点、服部氏）

ここに、「i^1」はイ列甲類、「i^2」はイ列乙類、「o^e」はオ列乙類を表している（「o^o」はオ列甲類を表す）。

数を表すヒト［一］のヒとフタ［二］のフと、同じくミ［三］とム［六］とのように、イ列甲類とウ列とが母音交替ととらえられる例があるので、カミ［上］と被覆形カム［神］とが母音交替ととらえられる「可能性なきにしもあらずである」ということである。

阪倉氏㈢は、

氏の「語根」と呼ばれるものは、「語を分析して、これ以上分析できないという所まで至ったもの」（一三〇頁。以下断りなきものは、『日本語をさかのぼる』の頁数）と規定されているように、印欧語などで言うRootに比定され得るようなものであるよりは、むしろ派生における語基(Base)に近いものであるようである。たとえば、「ウタタ、ウタガフ、ウタフなどの語根ウタ」というふうに言われている（一三三頁）。それと同時に、氏はまた、たとえば、「アサ、アシタ、アス、アサテ」などの語には、語根として、as-のごとく子音で終るものの存在を認めるべきだ、とも言われている（一三九頁）。これは、日本語の語根には、母音終りのものと、子音終りのものとの二種類があった、ということのようにも受けとれるのであるが、（略）この二つは、語根そのものの（たとえば系統の違いなどによる）種類の相違なのではなくて、分析の段階の違いであるように思われる。（略）／しばしば問題にされる、例の「神」と「上」との関係にしても、kamiとkamiという段階においては、両者はたしかに、語形も意味も別の語である。しかし、もしここにkam-という語根が設定し得るとすると、話は変ってくる可能性がある。（略）語根kam-の表わす中心的な意味として、私は「隠」に相当するような意味を想定する。kömu（籠む）kömoru（籠もる）における語根köm-は、その母音交替形であろうし（略）、あるいはまた、「道の隈」のkumaや、記紀に見える「久美度に興し」のkumidoにおける語根kum-も、これに関係づけ得るかもしれない。「雲」kumoというのもまた、（略）元来、太陽や、また山などを、「隠すもの」としての命名であったと思われる。（略）／この「隠」の意味をもつ語根kam-から古く派生した名詞が、神の古形kamuであった。（略）／一方、同じく語根kam-に直接-iを接尾して構成された名詞kamiは、元来は、前述のごとく、距り隠れた場所を意味したと想像される。（略）垂直的世界把握の行われる時代になっては、ここから目に見えない、遙かに遠い場所として、まず上方・高所を考えるようになったのは自然である。かくしてkamiは次第に「上」の意味に固定していって、「神」とは、語形（アクセ

ントを含めて）にも意味にも距りのある別語となってしまった。

しかし、そうなった段階でもなお、もと両者が語根 kam-を等しくした事実の名残りはあって、（略）／このようにして、私は、神と上とを同根の語として考えることも、なお、不可能ではないと思う。

と述べられる。

つまり、大野氏㈠は、「語根として」「子音で終るものの存在を認めるべきだ、とも言われている」ので、「もしここに kam-という語根が設定し得るとすると、話は変ってくる可能性がある」ことになり、「kami」と「kami」とをともにとらえることも「なお、不可能ではない」というのが、阪倉氏の批判の要点である。[30]

右のことについては、宣長の問題や服部氏論文のことを別にして、別稿㈣「上代語の再構成はどこまで可能か」[31]において、ふれたことがある。

参考までに、阪倉氏㈢がふれられる語の例を次に挙げておく。

コム［籠］　八雲立つ出雲八重垣妻籠に〈菟麿語昧尓〉八重垣作るその八重垣を〈神代紀上・一〉

コモル［隠］　大和は国の真秀ろば　畳なづく青垣　山籠れる〈夜麻碁母礼流〉大和し美し〈記景行・三〇〉

クマ［隈］　……玉桙の道の隈回に〈道乃久麻尾尓〉……（萬八八六）

クミド［奇御戸］　久美度迩（此四字以音）興而生子　水蛭子（記神代）

乃　於㈡奇御戸㈠　爲而生兒（神代紀上・第八段一書第一）

クモ［雲］　狭井川よ雲立ち渡り〈久毛多知和多理〉畝火山木の葉さやぎぬ風吹かむとす（記神武・二〇）

ところで、大野氏㈢c『新版　日本語の世界』[32]［朝日選書484］は、後に同d『日本語の水脈　日本語の年輪　第二部』[33]［新潮文庫］になり、もとは同b『日本語の世界』[34]［朝日選書111］、もともとは同a『同』[35]［単行書］であったものである（つまり、a→b→c→d）が、同a・bと同c・dとの間で、カミ［上］とカミ［神］との関係についての表現が変わっている。すなわち、同c・dには、次のように述べられている。

もっとも kami（神）と kami（上）とは kam-という語根の部分は共通だから、この二つは奈良時代よりさらに古くは一つの単語家族であったという推測まで簡単に否定することはできない。

この部分は、同a・bにはない。つまり、大野氏は一九九三年にこの部分を書き加えられたということである。これが、阪倉氏・大野氏の論争の結果であると言える。阪倉氏は、果たしてこの結果を御存じであったであろうか。阪倉氏が亡くなられたのは、

一九九五年一〇月二二日のことであるので、御存じであった可能性はあると思われるが、今はもはやそれを確かめることができない。

因みに、先に引用した阪倉氏㈢に「（アクセントを含めて）」とあったが、カミ［上］・カミ［神］のアクセントはどうかと見ると、

上カミ（平上）（名義抄、高40オ）

祇カミ（平平）（同、観法下二［2ウ］）

のようで、全く同じではないが、いずれも低起式であり、金田一法則[36]から見て、ともにとらえる可能性はあると言える。また、阪倉氏㈢がふれられる語は、

籠コモル（平〇〇）（名義抄、観僧上七四［38ウ］）

蟄コモル（平平上）（同、観僧下二八［15ウ］）

隈クマ（上上）（同、図二〇七）

於奇御戸爲起而（久美止尓於古之弖平平上平上上〇）（神代紀上・第八段一書第一・兼夏本）（神代紀上・第八段一書第一・兼夏本）

雲クモ（平平）（名義抄、観法下七二［37ウ］）

のようであり、コム［籠］・コモル［隠］・クミド［奇御戸］・クモ［雲］は低起式であるので、ともにとらえる可能性はあると言えるが、クマ［隈］は高起式であるので、ともにとらえるのは難しいと思われる。

なお、阪倉氏㈠・㈢・㈣は、播磨国風土記の里名「上岡」の例、

上岡里（本林田里）土中下　出雲国阿菩大神　聞㈠大倭国畝火香山耳梨三山相闘㈡　此欲㈢諫止㈠　上來之時　到㈢於此處㈠　乃聞㈢闘止㈠　覆㈢其所㈤乗之船㈠而坐之　故号㈢神阜㈠　〻形似㈤覆（播磨国風土記・揖保郡）

を挙げられ、「神」と「上」との間に語源的結びつきを感じ得たからに外ならない。」（阪倉氏㈣）と述べられる。里名「上岡」は、カミ|ヲカであり、地名起源説話の中の「神阜」はカミ|ヲカであって、ミの甲乙が異なっているが、このことをどのように考えるのがよいかは、後に第七節で改めて見ることにしたい。

また、阪倉氏・大野氏の論争と同じ頃に、『岩波古語辞典』の、「「用語」について」の「上代特殊仮名遣の甲類・乙類――奈良時代の発音――」の部分に対する渡部昇一氏の意見に始まる、渡部氏・大野氏の論争もあった。カミ|［上］とカミ|［神］と、ヒ|［日］とヒ|［火］とがとり挙げられたりしたが、阪倉氏・大野氏の論争に比べて、あまり実のあるものとは言えないように思われる。経過のみを、以下に挙げておく。

渡部氏「「神」と「上」の語源について」[37]

大野氏「渡部昇一氏の批評へのお答え」[38]

渡部氏「大野氏の「お答え」に答える」[39]
大野氏「確かな事実と推論とを重んじよう――渡部昇一氏へ――」[40]
渡部氏「重ねて大野氏へ」[41]
大野氏「渡部氏へ③」[42]
渡部氏「大野晋先生へ④」[43]
大野氏「渡部昇一氏へ④」[44]
渡部氏「論争論――大野晋教授への質問に関して」[45]
大野氏「証拠で論議をかわしたい――渡部昇一氏へ」[46]

六　甲乙の異なる掛詞

次に、甲乙の異なる掛詞について見ることにしたい。

亀井孝氏(一)「続「許呂久」考」[47]・同(二)「文字をめぐる思弁から〝龍麿かなづかい〟のゆくえを追う」[48]、および、遠藤邦基氏「ハ行音価と掛詞修辞」[49]は、甲乙の異なる掛詞について述べられる。それらにとり挙げられる例を中心に見て行くことにする。

(1)烏とふ大軽率鳥のまさでにも来まさぬ君をころくとそ鳴く
〈許呂久等曾奈久〉（萬三五二一・東歌）

亀井氏(一)・遠藤氏は、(1)の例を、コが乙類のコロク（あるいはコロ）〔烏の鳴き声〕と、コが甲類のコロク〔子ろ来〕との掛詞とされる。大久保正氏「万葉集東歌の掛詞について」(下)[50]も同様である。また、『時代別国語大辞典上代編』も同様で、次のようである。

この語が、相手の男性の来ることをあわせ表わしていることが、文脈から理解できるが、コに乙類仮名が用いられ、かつ男性をコロと呼ぶことはほかに例がない。そこで頃来説や、此ロ来説が生まれたが、いずれにも難点がある。やはり子ロ来とみるべきだろう。あるいは、烏の鳴き声そのものはコロだけであったかもしれない。（コロクの項）

これに対して、佐竹昭広氏「訓詁の学」[51]は、

コロクを「子ろ来」の懸詞と解する説は、女が男を「子ろ」といった例がないのみならず、「許」の特殊仮名遣に牴触する。或いは「此ろ来」だろうか、それとも「頃来」だろうか。（略）ようやく気がついたことは、自分自身を意味するコロという古語の存在であった。（略）萬葉のコロフスや雄略紀の傍訓コロタツなどの語構成を参照すれば、「来まさぬ君がコロクとぞ鳴く」のコロクも、「自来」と読みなおすことができるのではなかろうか。これまでの説は、みな読みそこないだったのではないかと思う。

とされ、(1)の例については、甲乙の異なる掛詞と見ない説も有力

である。コロフス・コロタツの例を、次に挙げておく。

コロフス　……波の音のしげき浜辺を　しきたへの枕になして　荒床にころ伏す君が〈自伏君之〉家知らば行きても告げむ……（萬二二〇）

コロタツ　執(ヒ)(略)兵(ツ)馬船の官及諸の小官を(コロタ)専(チヌ)用威命。（雄略紀九年五月・図書寮本）

(2)妹らがり〈妹等許〉今木の嶺に〈今木乃嶺(ニ)〉茂り立つ夫松(つま)の木は古人見けむ（萬一七九五）

遠藤氏・亀井氏(一)は、(2)の例を、キが乙類のイマキ〔地名「今木」〕と、キが甲類のイマキ〔今来〕との掛詞とされる。

この和歌で枕詞「妹らがり」は、その訓に諸説がわかれるが、ともかく地名「今木」にかかることに異論はない。ただ、その意味であるが「妹のところへ今来る」とすれば、動詞「来(き)」は甲類仮名の期待されるべき箇所であって、地名「今木乃嶺」の「木」は乙類仮名であるところから、これも両類の仮名の区別を越えた掛詞だといえよう。（遠藤氏）

地名イマキのキはキの乙、これを「き(来)」――これはキの甲――によみかえてイモラガリをかぶらせたところがみそ、すなわち、ひとのすなおな期待をはぐらかし、この〝はぐらかし〟をもってことばのたわむれのそのおかしみにひとの気をひこうという、そういう手のこんだ、ただの秀句よりもいっそうひねった、そういうわるだくみのそれは生んだものだとわたくしはこれを――「イモラガリ・イマキ」のこのくみたてを――うけとる。*／*〝かすりの秀句〟は、秀句の技巧としては拙劣なものと評価される場合が多いかもしれない。しかし〝かすり〟というこのきわどいげいとうはそれが定石をふみはずしているところにいっそうつよい表現価値とそれにもとづくあざやかな印象とをうみだすちからをやどしているその面をもわれわれとしてここにみすごすべきではない。（亀井氏(一)（傍点、亀井氏）

ところで、日本古典文学大系『萬葉集』は、全体として、甲乙の異なる掛詞を認めない傾向が強いが、それにおいても、この例については、

この枕詞のかかり方は、順直ではなくて、多少ずれている。枕詞のかかり方は、ときには、このようなものがある。（日本古典文学大系5、頭注）

としていて、「掛詞」とせず「枕詞のかかり方」としてではあるが、甲乙の異なることを認めるようである。

(3)……あさもよし〈麻裳吉〉紀伊道に入り立ち〈木道尓入立〉真土山越ゆらむ君は……（萬五四二）五四六

亀井氏㈡は、(3)の例を、キが乙類のキ〔地名「木(紀伊)」〕と、キが甲類のキル〔着る〕のキとの掛詞とされる。

おなじようなまくらことばの例はまだほかにもある。それは国名の「紀(伊)」をみちびく「アサモヨシ」である。おそらく「麻裳よし→着」とかかるとみる従来の解釈は、けっきょくのところ、ただしかったものとわたくしはかんがえる。**／**もとより、たちばは解釈そのもののそのねぶみによってわかれる。ただ、この場合には、従来の説を否定するたちばの方がいっそう慎重であるともわたくしにはおもえない。参考までに岩波古語辞典から〝否定論〟をかきだしておこう。「麻裳を着る意から『紀』にかかるともいうが、着ルのキはkiの音、万葉仮名の『紀』はkiの音だから、その説は成立困難」と。(傍点、亀井氏)

亀井氏・遠藤氏はふれられないが、この点は、次の例も、アサモヨシの表記が「〈麻裳吉〉」と「〈朝毛吉〉」とで異なるものの、同様であるかと見られる。

▽あさもよし〈朝毛吉〉紀人ともしも〈木人乏母〉真土山行き来と見らむ紀人ともしも(萬五五)

(4)白真弓〈白檀〉斐太の細江の〈斐太乃細江之〉菅鳥の妹に恋ふれか眠を寝かねつる(萬三〇九一)三一〇六

遠藤氏は、(4)の例を、ヒが乙類のヒダ〔地名「斐太」〕のヒと、ヒが甲類のヒク〔引く〕のヒとの掛詞とされる。

枕詞「白真弓」は、万葉集でも「今春山」(巻十一―一九二三)「磯部の山」(巻十一―二四四四)に掛けた例があり、いずれも春―張る・磯―射すとなっていて弓との関連性をもっているところから、このばあいも前者と同様に「斐太」の「斐」に「引く」をかけたものかと思われる。

(5)あらたまの〈荒玉之〉年は来去りて〈年者来去而〉玉梓の使ひの来ねば……(萬三二五八)三二七二

遠藤氏・亀井氏㈡は、(5)の例を、トが乙類のトシ〔年〕のトと、トが甲類のトグ〔磨ぐ〕のトとの掛詞とされる。

枕詞「あらたまの」が「年」にかかる際、その解釈としての「荒玉を砥ぐ」をとれば、(略)同様の問題が生じるのである。(遠藤氏)

(ちなみに「あらたまのとし」の「あらたまの」を磨ぐのトにかかるとみると、これまた〝甲乙〟のことに抵触するけれど、これも〝かすりの秀句〟のこのタームズでといてそれなりにとおる。そして、いまあえて「あらたまの」についてここに言及するのは、もとより〝かすりの秀句〟のこの仮設のためにである。)(亀井氏㈡)

亀井氏・遠藤氏はふれられないが、この点は、次の例も同様である。

▽あらたまの〈安良多麻能〉年の緒長く〈等之能乎奈我久〉逢はざれど異しき心を我が思はなくに（萬三七七五）

▽……あらたまの〈安良多麻乃〉年の緒長く〈等之能乎奈我久〉相見ずは恋しくあるべし……（萬四四〇八）

右の他に、四六〇・五八七・二〇八九・二一五三四・二八九一・二九三五・三二一〇七・四二四四・四二四八番歌に「あらたまの年の緒長く」とある。

▽……あらたまの〈荒璞能〉年行き反り〈登之由吉我敝利〉春花のうつろふまでに……（萬三九七八）

▽……あらたまの〈安良多末乃〉年行き反り〈等之由吉我弊理〉月重ね見ぬ日さまねみ……（萬四一一六）

右の他に、四四九〇・四一五六番歌に、「あらたまの年行き反り」とある。

▽あらたまの〈安良多麻乃〉年反るまで〈登之可敝流麻泥〉相見ねば心もしのに思ほゆるかも（萬三九七九）

▽……あらたまの〈荒玉乃〉年経るまでに〈年経左右二〉白たへの衣も干さず……（萬四四三）

▽あらたまの〈荒玉（ノ）〉年の経ぬれば〈年之経去者〉今しはとゆめよ我が背子我が名告らすな（萬五九〇）

▽あらたまの〈璞（ノ）〉年の経行けば〈年之経徃者〉あどもふと夜渡る我を問ふ人や誰（萬二一四〇）

▽……あらたまの〈安良多末能〉年の五年〈等之乃五年〉しきたへの手枕まかず……（萬四一一三）

▽あらたまの〈璞之〉年は果つれど〈年者竟杼〉しきたへの袖交へし児を忘れて思へや（萬二四一〇）

▽あらたまの〈未玉之〉年月かねて〈年月兼而〉ぬばたまの夢に見えけり君が姿は（萬二九五六）

▽……あらたまの〈阿良多麻能〉年が来経れば〈登斯賀岐布礼婆〉あらたまの月は来経ゆく……（記景行・二八）

これらの例について、甲乙の異なる掛詞と見ない説もある。

○あらたまの―年または月などの枕詞。更新する意アラタマルと関係があろう。（新編日本古典文学全集6、四四三番歌頭注）

○あらたまの―年・月などの枕詞。アラタマの原文に「荒璞」「璞」「未玉」などと書かれることがあることから、その語義は研磨していない宝石・貴石類の原石をさすと思われる。かかり方は未詳だが、動詞アラタマルと同じであり、年月の循環・一新することによってかけたとも考えられる。（同8、

二〇八九番歌頭注）

その他に、甲乙の異なる掛詞と見る可能性のあるものを挙げておく。

▽春柳〈春楊〉葛城山に〈葛山〉立つ雲の立ちても居ても妹をしそ思ふ（萬二四五三）

この例は、キが乙類のカヅラキ〔地名、「葛城高宮（かづらきたかみや）〈迦豆良紀多迦美夜〉」（記仁徳・五八）〕と、キが甲類のカヅラキ〔蘿き〕との掛詞と見る可能性がある。

▽をみなへし〈娘子部四〉佐紀沢に生ふる〈咲澤二生流〉花かつみかつても知らぬ恋もするかも（萬六七五）

▽をみなへし〈姫押〉佐紀沢の辺の〈生澤（ノ）邊之〉ま葛原いつかも繰りて我が衣に着む（萬一三四六）

▽をみなへし〈姫部思〉佐紀野に生ふる〈咲野尓生（ル）〉白つつじ知らぬこちもち言はれし我が背（萬一九〇五）

▽ことさらに衣は摺らじをみなへし〈佳人部為〉佐紀野の萩に〈咲野之芽子尓〉にほひて居らむ」（萬二一一〇七）

▽かきつはた〈垣津旗〉佐紀沼の菅を〈開沼之菅乎〉笠に縫ひ着む日を待つに年そ経にける（萬二八一八）

▽かきつはた〈垣津旗〉佐紀沢に生ふる〈開澤（ニ）生（ル）〉菅の根の絶ゆとや君が見えぬこのころ（萬三〇五二）

これらの例は、キが甲類のサキ〔咲き〕と、キが乙類のサキ〔地名、「佐紀山に〈佐紀山尓〉」（萬一八八七）〕との掛詞と見る可能性がある。

以上の例について、(1)の例は、甲乙が異なる掛詞と見ない説も有力であるが、(2)以下の例は、いずれも枕詞がかかる被枕詞の部分における掛詞の例であり、しかも、(5)他のアラタマノ・ト～の例を別にすると、残る例は被枕詞が地名のものであって、[52] そして、(2)の例は、甲乙が異なる掛詞を認めない方向の日本古典文学大系もが、甲乙が異なることを認めるようであるものであって、(2)以下の例（とりわけ、被枕詞が地名のもの）は、全体として、甲乙の異なる掛詞の例と認めてよいと見られる。「〝かすりの秀句〟」（亀井氏㈡）の当否はともかく、被枕詞（とりわけ、それが地名のもの）の部分における例という限られた条件の下では、甲乙の異なる掛詞があり得ると考えられる。

七　地名起源説話の例

さらに、地名起源説話における甲乙について見ることにする。

安相里長畝川　土中〻　右所㈠以安相里㈡者（略）但馬國朝来人到来居㈢於此處㈠　故号㈣安相里（本名沙部云後里名依改字二字注爲安相里）（播磨国風土記・餝磨郡）

右の播磨国風土記の里名「安相」を、アサゴと訓みたいと考えるが、この「安相」をアサゴと訓むとすると、アサゴ「朝来」のゴは乙類、本の名イサゴ[53]「沙部」のイサゴ「沙」〔「小石(いさご)あれや〈異佐誤阿例椰〉」(神功紀・二八、再掲)〕のゴは甲類であるので、甲乙が異なることになる。

なお、但馬国の「朝来」は、「但馬阿相郡」(播磨国風土記・神前郡聖岡里)とあり、和名類聚抄・元和古活字本では「朝来安佐古」(但馬国郡名)、「朝来阿佐古」(但馬国朝来郡郷名)とある。

以前に、橋本雅之氏㈠「地名のよみ方――『播磨国風土記』の「安相」――」[54]が、

私見によれば「安相」は、「アサグ」と読むべきものと思う。地名説話中の但馬国の朝来も「アサコ」ではなく「アサグ」であろう。

とされたのに対して、別稿㈤「播磨国風土記里名「安相」の訓み――橋本氏説への疑問――」[55]で、アサゴと訓むのがよいと述べた。それに対して、橋本[雅]氏㈡「再び「安相」の訓について」[56]は、工藤力男氏「古代文献における固有名詞の語形の変容」[57]が、風土記などの地名と和名類聚抄・廿巻本の地名とを比べて、ウの母音からオの母音へと変化した(「u>o」)例が多いと指摘されていることを挙げられて、アサグと訓む方がよいと述べられ、また、アサゴとイサゴとではゴの甲乙が異なることが問題であると述べられた。

しかし、今、地名起源説話においては、甲乙が異なることが許容されるのではないかと考える。

先に第六節に掛詞について見たが、掛詞は、掛詞であることが成立するのに、どの程度、音が異なっていてもよいかと見ると、清濁が異なる掛詞があることは周知のことであり、限られた条件の下ではあるが甲乙が異なる掛詞もあると見てよいと考えられた。そして、地名起源説話においても、清濁その他が異なる例は多くあり[58]、甲乙が異なるものがあっても地名起源説話は十分に成立するのではないかと考えられてくる。

アサゴとイサゴとを比べると、アとイとで母音が異なるが、この程度は異なっていても、地名起源説話は成立するものと思われ、そして、ゴを含むオ列の甲乙は一般に母音の差であると見られているが、アとイとの母音の差は許容されるけれども、ゴの甲乙の差は許容されない、というのは矛盾することになりかねないと思われる。

工藤氏の言われる「u>o」を考慮して、「安相」をアサグと訓む可能性も確かにあると言えようが、イサゴとの関係を考えると、やはりアサゴと訓むのがよいと考えられる。イサゴをイサグ

とする例は見当たらないことも参考となる。これが、橋本［雅］氏㈡に対する答えになる。

ここで、改めて、先に第五節に挙げた播磨国風土記の里名「上岡」の例について見ておく。これもミの甲乙の異なる地名起源説話であるが、この例についても、地名起源説話においては甲乙が異なることが許容されるということになると見られる。[59]

つまり、阪倉氏は、カミ［上］とカミ［神］とをともにとらえる可能性を考える中でこの例を挙げられたのであるが、地名起源説話においてはむしろ甲乙が異なることが許容されることになるので、カミ［上］とカミ［神］との問題とは切り離して考えるのがよいということになろう。無論、そのこととは別に、カミ［上］とカミ［神］との問題については、大野氏㈢c・dが修正された通りであると考えられる。

以上、上代特殊仮名遣に関わる語ないし語彙について、七つの項について述べる中で、いろいろな問題点を明らかにしようとしてきた。

第三節に見たアユム［歩］のように、甲乙の差に留意するべき例があることについて述べ、かつ、第六節に見た被枕詞（とりわけ、それが地名のもの）の部分における掛詞や、第七節に見た地名起源説話のように、甲乙の異なることが許容される例についても述べた。なお、第五節でカミ［上］・カミ［神］について述べたことは、甲乙の差に留意した上で異なる両者をどのようにとらえるかという問題であるので、あるいはまた、第四節に見たキ［木］は、甲乙の差をどう考えるかがよくわからない問題であって、いずれも第六・七節と括られる問題ではない。また、第三節と第六・七節とは、それぞれに述べたことが、あたかも互いに矛盾するように思われるかもしれないが、そうではない。名詞露出形について見た第二節や、第五節などをも含めて、甲乙の差を機械的・画一的に見るのではなく、それぞれの状況に即してとらえなければならないということである。

第六・七節に述べたことについて付言しておくが、これは上代特殊仮名遣を考慮しなくてよいということでは決してない。

因みに、上代語について検討するに当たり、上代特殊仮名遣や清濁やアクセントは重要な問題点であると考えられるが、このうちのアクセントについて、以前に、山口佳紀氏「語源とアクセント――いわゆる金田一法則の例外をめぐって――」[60]が、「例外は必ずしも少ないとは言えず、種々の理由によって生ずることが判明した。また、理由を明確にしがたい例もかなり残った。」ことから、「金田一法則を語源研究に役立てようとする場合、相当慎

重な態度が要求されるであろう。」と末尾に述べられたことに対して、別稿㈣において、「この結論からは、〝それほど例外が多いのであれば金田一法則を考慮しなくてよいのではないか〟と、氏の意に反して受け取られる恐れなしとしない。」と述べ、さらに、別稿㈢(展望)において、「例外のあり方・理由を少しでも明らかにして行きたい。」と加えたことがある。

ここにおいても、上代特殊仮名遣を考慮しなくてよいのではないかなどと、意に反して受けとられることのないようにと願うものである。甲乙の異なることが許容されるのは、被枕詞(とりわけ、それが地名のもの)の部分における掛詞であるものと、地名起源説話におけるものという、限られた条件の下であって、さし当たり、それ以上でもそれ以下でもないと考えるべきところであろう。

(二〇〇七・一・一二)

注

(1) [1974・11 岩波新書] 第一部第一章

(2) [2004・6 小学館スクウェア] 第一部一

(3) 「文学」43―4 [1975・4]

(4) 「萬葉」150 [1994・5]

(5) 別稿㈠には、「コ [子(男)]」を「コ [子]」としたが、「コ [子(男)]」とする方がよい。

(6) ウヂノワカイラツコは、古事記にはウヂ|ノワキイラツコ「生御子 宇遅能和紀郎女[ヲ]」(記応神)とある。

(7) 前掲ヲノコヤモメの例として挙げた日本霊異記(中十六・国会図書館本)の例は、オウナの例でもある。

(8) 『国語音韻史の研究』[1944・7 明世堂書店、1957・10増補新版 三省堂]、もと『音声の研究』Ⅳ [1931・12]

(9) 『国語音韻史の研究』[前掲]、もと「音声学協会会報」34 [1934・9]

(10) [1979・2 大修館書店、1997・4増補新版 清文堂出版] 第二部第一章第三節㈠

(11) 有坂氏㈠も、「特殊」な例として挙げられる。後に挙げる注(12)箇所をも参照。

(12) 注(11)の前半に同じ。

(13) 「国語国文」46―4 [1977・4]

(14) 『松村明教授古稀記念国語研究論集』[1986・10 明治書院]

(15) [1966・5 角川書店] 第二篇第二章第一節

(16) [1967・7 紀伊国屋書店] 第2部3、もと「上代日本語における母音組織と母音の意味的交替」(『京都大学文学部五十周年記念論文集』[1956・11])

(17) ただ、ウ列―オ列乙類の母音交替が全くない訳ではないと見られる。ウタ［歌］―オト［音］、ツマ［夫・妻］―トモ［友・伴］、ムラ［群・村］―モロ［諸］などの、ウ列＋ア列の二音節とオ列乙類＋オ列乙類の二音節との母音交替があり得る。森山隆氏『上代国語音韻の研究』［1971・1 桜楓社］第八章第一節、もと「上代語ムタの語義について」（「文学論輯」11［1964・2］）・「上代語「うらうら」の語義について」（「言語科学」2［1966・3］）、および、『同』第二章第一節、もと「上代に残存するô～u対応について――意味の分化に関する一考察――」（「国語学」56［1964・3］）参照。

(18) 「国語学」153［1988・6］「特集―昭和61・62年における国語学界の展望」

(19) 第二篇第三章第一節

(20) この分類表を作られるに当たって、阪倉氏㈡は次のように述べられる。

『萬葉集』のなかのすべての名詞語彙を、その語末の拍によつて分類してみる。対象とするのは、『萬葉集』中の歌にあらはれる、普通名詞全体（氈・鶴のごとく、訓仮名としてその存在の推定されるものをふくむ）であるが、巻十六にもちゐられる漢語や、東歌・防人歌にのみあらはれる東国語形ははぶいておく。ただしトシ・トセのごとく中央語に両形あつたものは、かさねて採る。また、語末音をもつぱら問題とする関係上、一拍の名詞はしばらく除外し、さらに、複合語であることのあきらかな名詞においては、これをその構成要素の名詞に還元して考へる。したがつて、たとへばツユジモのやうな複合語は、シモおよびツユといふ名詞がすでに採択されてゐる以上、ツユジモといふ名詞としてはふたたび採らない。また、派生語であることがあきらかな名詞においては、まづこれを語基と接辞とに分解して、その語基を（それが名詞的機能を有する場合にかぎり）、一名詞として採択する。したがつて、たとへばヒロサ・フカサなどをいちいち採ることはしない。もつとも、かうした判断にくるしむものについては、恣意的な分析をほどこさず、そのまま一語として採つておく

(21) 乾善彦氏の御教示による。『徳島県埋蔵文化財センター調査報告書』40観音寺遺跡Ⅰ（観音寺遺跡木簡篇）［2002・3］参照。

(22) 「文学」43―6［1975・6］

(23) 「同」43―10［1975・10］

(24) 『講座 日本語の語彙』1語彙原論［1982・7 明治書院］

(25) 『国語音韻の研究』［1950・8 岩波書店］、もと『古代国語の音韻に就いて』［1941・3 神祇院、1942・3 明世堂書店］、のち『古代国語の音韻に就いて 他二篇』［1980・6 岩波文庫］

(26) 第一部第五章

(27) 山崎闇斎『風葉集』(『神代巻風葉集』とも)巻第一に、

○翁曰 神ノ字之倭ー訓 與二上ノ字一同 鑑ノ字之倭ー訓ヲ與二上(カミ)観(ミル)ノ二字一同 而照二臨(スル)下ー土ヲ之一謂ー也

○(略)

○口訣曰(略)上者神常(カミハ)在二高(ニイマスタカ)天(マノ)ー原(ハラニ)故宇(ウ)ー會(エ)云二嘉牟(カムト)一

○直指抄曰 神ハ上と訓ず たつとぶ義也(略)

とある(神野志隆光氏の御教示による)。

(28) 『古事記伝』一「假字の事」。ミの甲乙については、

ミには美微(ミミ)を普く用ひ[ゐ]たる中に、神のミ(カミ)。木草の實(ミ)には、微(ミ)をのみ書て、美(ミ)を書(カ)ず、

とある。

(29) 「言語」5—6 [1976・6]

(30) また、阪倉氏(四)は、

このクマという名詞は、思うに、もとクムという動詞から派生されたものであった。動詞クムの存在は、/久美度(くみど)邇興而生子、水蛭子。(記・神代)/乃於二竒御戸(くしみと)一為起而生児(神代紀・上)/に見えるクミドという語から推定される。すなわち、これは、夫婦の事を行う隠れた場所、「隠(く)み所」の意味と解される。(略)/母音u—aの交替の関係と見なし得る語には、現にたとえば、/(略)/等々、かなりの例がある(略)。同様にして、右に問題にしたクムと、/kumu—kamu/という母音交替の関係にあると見なし得るのが、神を意味するカムである。すなわち、カムという語もまた本来、「奥まった所に身を隠しているもの」を意味したのである。このカムは、(略)u母音接合によって成立した古い名詞で、(略)名詞性を確保するために、その後優勢になり出したi母音接合による名詞構成の方式にならって、これに更にiを接合した。その結果、/kamu + i > kami/のようにして成立したのが、問題のカミという語であると考えられる(略)。/右のカムという形は、それ自身、また動詞の終止形でもある。これの、a—ōの母音交替形がkōmuであって、「入りくむ」(自動詞)とか「つつみこむ・深くしまう」(他動詞)とかのような、やはりクムと同趣の意味を表わした。kōmōru(籠る)は、その派生形である。/以上のようにして、カミ(神)という語もまた、本来、「奥深く隠れた存在」あるいは、「奥深く身を隠している存在」を意味するものであった。(略)/「入り組み隠れる」「奥深くある」の意味を表わすカムという四段活用の動詞の存在が(略)推定されるとすれば、その語基にi母音を接合するという新しい方式(略)によって成立した名詞(略)としてkami(カミ・上)という語を考えることができる。(略)/カミ(上)の本来の意義を考えるならば、これはカミ

（神）と意義の分化を来たし、語形もkamiとkami̇のように異なるものとなったけれども、もとは同源の語であったとすることは、以上のような事情を考えることによって、なお十分可能であると思われる。

とも述べられる。

(31) 「国文学解釈と教材の研究」35―5［1990・5］
(32) ［1993・10 朝日新聞社］
(33) ［2002・8 新潮文庫］
(34) ［1978・5 朝日新聞社］
(35) ［1976・10 同］
(36) 金田一春彦氏㈠「現代語方言の比較から観た平安朝アクセント――特に二音節名詞に就て――」（「方言」7―6［1937・7］）・㈡「類聚名義抄和訓に施されたる声符に就て」（『日本語音韻音調史の研究』［2001・1 吉川弘文館］第二編一、もと橋本博士還暦記念会編『国語学論集』［1944・10 岩波書店］）・㈢「国語アクセント史の研究が何に役立つか」（『日本語音韻音調史の研究』［前掲］、もと『金田一博士古稀記念言語民俗論叢』［1953・5 三省堂］）参照。金田一氏㈢には、

《ある語が高く始まるならば、その派生語・複合語もすべて高く始まり、ある語が低く始まるならば、その派生語・複合語もすべて低く始まる》

とある。

(37) 「言語」4―4［1975・4］
(38) 注(37)に同じ。
(39) 「同」4―5［1975・5］
(40) 「同」4―6［1975・6］
(41) 「同」4―7［1975・7］
(42) 「同」4―8［1975・8］
(43) 「同」4―9［1975・9］
(44) 「同」4―10［1975・10］
(45) 「同」5―2［1976・2］
(46) 「同」5―3［1976・3］
(47) 『亀井孝論文集』3日本語のすがたとこころ㈠音韻［1984・12 吉川弘文館］、もと「ぬはり」20―9［1946・9］
(48) 『同』5言語文化くさぐさ［1986・8 同］、もと「成城文藝」85［1978・3］
(49) 『国語表現と音韻現象』［1989・7 新典社］、もと「音韻資料としての掛け詞――ハ行音とその周辺を中心に――」（『王朝』5［1972・5］）
(50) 「萬葉」62［1967・1］
(51) 『萬葉集抜書』［1980・5岩波書店］、もと『講座 日本文学』12［1969・6三省堂］

(52) 井手至氏の御教示による。なお、井手氏『遊文録』国語史篇二[1999・1 和泉書院]第三篇第二章四、もと「飛鳥考」(「萬葉」79[1972・5])の一部、は、枕詞が「予想される語詞と類似する形(語音)を有する地名にかかるもの」について述べられる(もとの論文では(2)の例も挙げられる)。

(53) イサゴベの訓は新編日本古典文学全集5『風土記』によったが、和名類聚抄・元和古活字本の地名に、アマ「海部阿末」(尾張国郡名)、カモ「鴨部加毛」(讃岐国阿野郡郷名)、トモ「伴部止毛」(肥前国小城郡郷名)、ニシコリ「錦部爾之古里」(河内国郡名)、ハトリ「服部波止利」(大和国山邊郡郷名)のように「部」を訓ない地名がかなりあることから見ると、「沙部」は「部」を訓ますイサゴと訓む可能性も考えられて、アサゴとの関係を考えるとイサゴベではなくイサゴと訓む方がよいかとも考えられる。

(54) 「風土記研究」3[1986・10]

(55) 「同」5[1987・12]

(56) 「同」6[1988・8]

(57) 『日本語史の諸相 工藤力男論考選』[1999・8 汲古書院]、もと「岐阜大学教育学部研究報告 人文科学」29[1981・2]

(58) 例えば、播磨国風土記において、

香山里本名鹿来墓(揖保郡香山里) カグ—カク

此山 踰者可(ル)崩 故曰(ニ)久都野(ニ)(讃容郡久都野) クヅ(ル)—クツ

のように、清濁の異なる例や、

壮鹿鳴哉 故号(ニ)餝磨郡(ニ)(餝磨郡) シカナ(ク)—シカマ

矢彼舌在者 故号(ニ)宍禾(ニ)(宍禾郡) シタ—シサ(ハ)

のように、子音の異なる例が見える。

さらに、「風土記の地名説話は頭音が通ずれば成立つ。」(新編日本古典文学全集『風土記』、播磨国託賀郡都麻里、頭注一四)とすら言われている。

なお、後に挙げる注(59)をも参照。

(59) 松本克己氏『古代日本語音韻論 上代特殊仮名遣の再解釈』[1995・1 ひつじ書房]第1章〔もと、「古代日本語母音組織考——内的再建の試み——」(「金沢大学法文学部論集 文学篇」22[1975・3])〕・第2章〔もと、「上代語の母音組織 上代特殊仮名遣い論〈下〉」(「毎日新聞」夕刊[1976・1・22])、「日本語の母音組織」(「言語」5—6[1976・6])、「万葉仮名のオ列甲乙について」(「同」5—11[1976・11])、「言語史の再建と言語普遍」(「言語研究」86[1984・12])の後半〕、服部氏『日本語の系統』[1959・1 岩波書店]二補説(3)〔もと[1958・5]〕・「上代日本語の母音体系と母音調和」(前掲)・「上代日本語の母音音素は六つであって八つではない」(「言語」5—12[1976・12])、山口佳紀氏『古代日本語文法の成立の研究』[1985・1 有精堂出版]第

一章第四節、のように、イ列・エ列の甲乙は、オ列の甲乙と異なり、母音の差ではなく子音の差であるととらえる説もあるので、オ列であるゴの甲乙が問題になる「安相」の場合と、イ列であるミの甲乙が問題になる「上岡」の場合とを、直ちに同様に扱うことはできないかとも思われる。

しかしながら、注(58)に挙げたように、風土記の地名起源説話においては、子音の異なる例も見えるので、「上岡里」の場合も同様にとらえてよいであろうと考えられる。

(60)　注(14)に同じ。

付記　本稿は、二〇〇六年一〇月二八日、日本女子大学成瀬記念講堂において開催された、第五九回萬葉学会全国大会・講演会で述べた内容に基づくものである。時間の関係から講演で述べなかったことを、いくらか加えている。

また、講演の後で、井手氏・神野志氏・乾氏および大島信生氏・池田幸恵氏に御教示いただいたところがあり、また、新谷秀夫氏および瀬間正之氏にも御教示いただいた。ここに記して、感謝の微意を表す。

追記　初校後、安田尚道氏「有坂秀世「上代に於ける特殊な假名づかひ」と橘守部『稜威道別』」（「訓点語と訓点資料」118［2007・3］）が刊行された。第三節にふれたツクユミ・ツクヨミ・ツクヨミに関連するところがあるので、御参照願いたい。

また、再校後、安田氏「「神」と「上（かみ）」は同源だとする説をめぐって」（「紀要」（青山学院大学文学部）48［2007・1］）抜刷を頂戴した。本稿の第五節と多くが重なり、本稿の方が詳しいところもないではないが、安田氏の方が詳しいところが多々あるので、是非とも御参照願いたい。

キーワード：上代特殊仮名遣　掛詞　地名起源説話　大野晋氏　阪倉篤義氏

（はちや　まさと・大阪大学大学院文学研究科教授）

萬葉集における子音韻尾字音仮名について

尾山　慎

はじめに

漢字音の中でも、子音韻尾を有するものは、開音節構造を基本とする日本語音節を表現する上で、元来は不向きな存在であったはずである。しかし、現実にはこれらの字音は古代の日本語表記に用いられているのであり、それはつまり、背景として、その「不向きな状態」から「不向きではなくなっている状態」へと変化があったことを示唆している。今回は、その使用が多種多様な形で認められる萬葉集の用例に焦点をあてて考察を加えたい。[1] 以下その実例をいくつか列挙する。集中において子音韻尾字（入声：p・t・k、撥音：m・n・ng）音仮名は韻尾以下を捨象した略音仮名と、韻尾に母音を付加した二合仮名という二形態で認められる。[2]

p：「雜豆腸」（さひづらふ）二合仮名／巻七・一二七三　人麻呂歌集非略体歌

t：「尓太遙越賣」（にほえをとめ）二合仮名／巻十三・三三〇九　人麻呂歌集非略体歌

：「用流能伊昧仁越」（夜の夢にを）略音仮名／巻五・八〇七　大伴旅人

k：「作樂花」（さくらばな）二合仮名／巻十三・三三〇九　人麻呂歌集非略体歌

：「作夜深而」（さよふけて）略音仮名／巻七・一一四三　作者未詳

m：「獨鴨念」（ひとりかも寝む）二合仮名／巻四・七三五　大伴坂上大嬢

：「奈伎和多里南牟」（なきわたりなむ）略音仮名／巻十四・三三九〇　東歌

n：「散釣相」（さにつらふ）二合仮名／巻十三・三二七六　作者未詳

：「散和久御民毛」（さわく御民も）略音仮名／巻一・五〇　藤原宮役民

ng：「鍾礼乃雨者」（しぐれの雨は）二合仮名／巻八・一五九三　大

伴坂上郎女
：「雲根火雄男志等」（うねびををしと）略音仮名／巻一・一三
天智天皇

既に尾山慎［二〇〇五］［二〇〇六・a］［二〇〇六・b］で指摘したように、萬葉集において子音韻尾字が音仮名として用いられるうえでは、右に挙げたごとく、いずれも音節末が母音で開いた状態で使われている。いわば特殊な音素を本来もつ漢字が音節文字として使用されていることについて、古くは大矢透『假名源流考』、春日政治『假名發達史序説』をはじめとして、萬葉仮名の研究においてはつとに取り上げられてきた。論者はこれまで、そういった先行研究をうけ、子音韻尾字が非固有名詞にもよくつかわれる萬葉集の用例をことに検討することによって、萬葉集歌表記の中に子音韻尾字音仮名がいかに機能しているかについて考察を加えてきた。本稿は、その子音韻尾字の二つの形態である略音仮名と二合仮名が集中においてどのような推移を見せており、そしてそれが萬葉集の歌表記のあり方との関係においていかに理解されるものかについていくらかの考察を加えるものである。

集中において子音韻尾字を、音仮名として略音、二合いずれの形態でも用いている歌人は少なくないが、やはり第一に柿本人麻呂を挙げねばならない。人麻呂は、ことに二合仮名の方で独創性が認められ、地名以外に、自立語、付属語において二合仮名を用いている。萬葉集に歌が収められている一人の歌人として、地名使用以外では最も二合仮名をよく用いた人物である。その一方で、やはり萬葉の末期を代表する歌人で、集中におよそ四七〇余首が収められる大伴家持の子音韻尾字運用に目を向けてみると、その様相はかなり異なっているのでそれを次にみておきたい。[3] なお、使用頻度の目安を量る便宜として、使用している総文字数を出し、それを母胎として算出した。[4]

表1　人麻呂と家持の子音韻尾字使用傾向から

	のべ字数	略音	略音仮名使用頻度	二合	二合仮名使用頻度
人麻呂（含歌集）	9983字	227例	1/43.9字	44例	1/226.8字
家持	20505字	1998例	1/10.2字	14例	1/1464.6字

人麻呂と家持を比較してみると、家持では人麻呂にくらべて略音仮名の使用頻度は高まり、逆に二合仮名の使用頻度は下がっていると読み取れる。家持の使用する二合仮名は、地名を除くと、兼（けむ）か、鍾礼（しぐれ）のみであって、これらはそれまでにも二合仮名として用いられてきたもので、家持の独創的な用法では

ない。萬葉を代表する歌人家持をしても、二合仮名を積極的に創出していく態度がもはや窺えない点、注意される。

さて、ここで得られた知見から本稿では次のような仮説を提出し、そして方法論に言及しておきたい。すなわち、萬葉集において、略音仮名は一字一音式の仮名書きの浸透によって使用頻度が上がるが、それとは対照的に二合仮名の使用頻度は下がり、家持の頃には地名などの固定的使用をのぞいてほとんど用いられなくなっていたという、対照的な展相があったとする仮説をここにたてる。これは、右にみた歌人個人間にみられる傾向差が萬葉集における趨勢としても捉え返すことができるかどうかを、全用例の分布をもとに検証するということになるが、同時に、この仮説通りの様相であるならば、そのことは萬葉仮名の指向性と、それによって歌を表記することについての考究において重要な知見をもたらすものと考える。今回は、このことに加えて子音韻尾字字種の継承・拡充についても検証し、使用頻度の変遷との連関をみて、子音韻尾字音仮名両形態の質的な差異を把握したい。

既に論者既発表論文において、略音、二合それぞれの形態における音韻の問題、また機能について位置づけているが、これをうけて本稿では、萬葉集におけるそれら子音韻尾字運用の動向・推移を総括的に把握し、帰納するのが目的である。

一　略音・二合と字種

一-1　形態別字種分布

表2　子音韻尾字音仮名字種　※網掛けは両形態で用例が確認される字

	略音	二合
p	甲	雜颯匝塔藺
t	越 吉結日八伐必別末勿物列烈	越 壹蔣乞薩
k	憶作積式目樂 則俗賊得特泊薄木欲	憶作積式目樂 各極叔拭色筑德莫福幕落
m	南	南 敢甘監金兼今念濫藍覧廉瞻點險三
n	雲君散難萬 安印新准盡陳天田仁年伴半嬪弁返反邊便煩満民面聞文延隣連遠袁怨	雲君散難萬 干漢讃信彈丹珍粉遍敏丸
ng	香凝 興僧曾宗當登等騰藤農濃寧能平方房芳防朋望蒙容用楊良浪	香凝 相鍾當

一-2　のべ用例数分布

ここでは、形態別に韻尾ごとののべ用例数で計上した一覧を提示する。また、参考として仮名主体表記、訓字主体表記別で計上

する。[5] ※訓字主体表記は巻一、二、三、四、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十六、仮名主体表記は巻五、十四、十五、十七、十八、十九、二〇で計上した。

表3　表記主体別のべ用例数（略：略音仮名、二：二合仮名）

		仮名主体	訓字主体	合計
p	略	0	1	1
	二	0	5	5
t	略	381	76	457
	二	0	23	23
k	略	209	48	257
	二	13	49	62
m	略	1	2	3
	二	6	104	110
n	略	1197	426	1623
	二	11	60	71
ng	略	3855	1478	5333
	二	2	28	30
用例数合計	略	5643	2031	7674
	二	32	269	301

以上が、萬葉集における略音仮名、二合仮名の使用実態である。t、n、ngにおいては略音仮名が字種数でも用例数でも二合仮名を圧倒しており、kでは字種は二合仮名の方が多いが、用例数は略音仮名の方がかなり多い。またpとmにおいては二合仮名の方が字種数も用例数も略音仮名より多いということがわかる。以下、これらを年代にも考慮して種々の視点から整理分類していくこととする。

二　考察①——略音仮名、二合仮名の推移と消長

略音仮名と二合仮名は、萬葉集歌表記の運用において、どのような時代的推移をみせているのか。すでに論者の先行論において指摘してきたように、同じ子音韻尾字を素材とした仮名でありながら、両者の機能は異なるところが多い。萬葉集では、用例数が比較的豊富であるのと同時に、作品には年代幅がある。先に人麻呂と家持の状況を比較したように、時代変遷に沿った観察も有意と考える。そこで、集中の子音韻尾字の各形態での時代差を考慮した分類から使用動向の変遷をみて、そして訓字主体、仮名主体という表記上のあり方の別という視点からも考察を加えることにする。

二-1　時代変遷と使用頻度の推移——略音仮名

萬葉集という歌集を扱う上でいくつかの時期に区分する方法は研究史において様々に指摘されてきていることであるが、本稿では、藤原京以前—前期とする—と、平城遷都（西暦七一〇年）以降—後期とする—という二区分で基本的に整理する。[6]

まず表4では略音仮名ののべ用例数動向と使用頻度をみておこう。なお、使用頻度を測る目安として、先と同様総文字数から算出している。

略音仮名の使用頻度が前期～後期で大きく上昇していることがわかる。合計の欄には、各時代ののべ字数に基づいた出現頻度を

表4　略音仮名（時代区分別）

韻尾＼時期（のべ字数）	前期（19668字）	後期（65050字）	年代未詳（40969字）
p	0	1	0
t	21	360	76
k	17	184	56
m	1	0	2
n	99	1118	406
ng	431	3736	1166
合計	569	5399	1706
使用頻度	1／34.6字	1／12.0字	1／24.0字

※参考…第三期1／16.6字、第四期1／10.7字

算出しているが、これでみても、前期では五六九例、平均三四・六字に一回使用であったのが、後期では五三九九例、平均一二字に一回と明らかに使用頻度が上昇している。なお、参考として後期をさらに四期区分のうち、第三期／第四期で分けてみてみると、第三期には一六・六字に一回使用であったのが、第四期には一〇・七字に一回と出、やはり時代が下るとともに使用頻度を上げていることがわかる。

次に仮名主体、訓字主体別にこれを分けてみる。

略音仮名は一字一音の仮名として、当然ながら仮名主体表記において頻用されている。一方、表5後半部でわかるように、訓字主体表記においては前期～後期で使用頻度に大差はないが、仮名主体の表記が活発になっていく後期以降にあって、略音仮名は訓字主体においてもなお使用頻度を下落させていない点は注目に値する。以上のことから、略音仮名は前期から後期へとむかって、真に使用頻度を伸ばしていると理解してよいだろう。

表5　略音仮名（時代区分、表記主体別）

韻尾＼表記主体・時期（のべ字数）	仮名主体・前期（258字）	仮名主体・後期（39481字）	仮名主体・年代未詳（7382字）	訓字主体・前期（19410字）	訓字主体・後期（25569字）	訓字主体・年代未詳（33587字）
p	0	0	0	0	1	0
t	2	322	57	19	38	19
k	1	170	38	16	14	18
m	0	0	1	1	0	1
n	3	972	222	96	146	184
ng	16	3197	642	415	539	524
合計	22	4661	960	547	738	746
使用頻度	1／11.7字	1／8.5字	1／7.7字	1／35.5字	1／34.6字	1／45.0字

二-2　時代変遷と使用頻度の推移――二合仮名

前項と同様の方法で、二合仮名についてみていこう。表をみると、略音仮名の場合とは対照的に使用頻度は下がっていることが

表6　二合仮名～時代区分別

時期（のべ字数）／韻尾	前期（19668字）	後期（65050字）	年代未詳（40969字）
p	3（3）	1（1）	1（1）
t	7（4）	5（5）	11（10）
k	11（11）	23（4）	28（16）
m	22（22）	27（25）	61（57）
n	13（6）	26（2）	32（20）
ng	7（4）	16（9）	7（5）
合計	63（50）	98（46）	140（109）
使用頻度	1／312.2字（1／393.4字）	1／663.4字（1／1414.1字）	1／292.6字（1／375.9字）

※参考…第三期1／356.4字、第四期1／1128.8字

※参考（地名以外）…第三期1／700.9字、第四期1／2751.5字

表7　二合仮名（時代区分別～表記主体別～地名以外）

表記主体・時期・（のべ字数）／韻尾	仮名主体・前期（258字）	仮名主体・後期（39481字）	仮名主体・年代未詳（7382字）	訓字主体・前期（19410字）	訓字主体・後期（25569字）	訓字主体・年代未詳（33587字）
p	0	0	0	3	1	1
t	0	0	0	4	5	10
k	0	0	0	11	4	16
m	0	5	0	22	20	57
n	0	0	0	6	2	20
ng	0	0	0	4	9	5
合計	0	5	0	50	41	109
使用頻度	—	1／7896.2字	—	1／388.2字	1／623.6字	1／308.1字

わかる。なお、二合仮名は地名表記が多く、集中では地名専用字となっているものも少なくないので、これを除外した数値も（　）内に掲げておく。(7)

地名を除くと、使用頻度が前期と後期で後期のほうが低いという傾向がいっそう際だち、やはり二合仮名が衰退していることがよくわかる。なお、後期を細分して第三期と第四期でみてみても、第三期は七〇〇・九字に一回、第四期は二七五一・五字に一回となり、時代が降るに従っての二合仮名の衰退を認めることができる。以下、用例数は少ないが、先と同様に仮名主体表記と訓字主体表記とで分けてみておこう。

二合仮名は訓字主体表記で主に使われるので、表7後半部に用例が偏ることは当然である。注目すべきは表7の第二項目、「仮名主体・後期」のm韻尾にあらわれている五例である。これらは概ね憶良の作品に偏ったm韻尾字で、しかも専ら付属語表

記である。[8]

「可久夜歎敢」（かくや嘆かむ）／巻五・九〇一　山上憶良
「計布夜須疑南」（今日や過ぎなむ）／巻五・八八四　麻田陽春
「伊能知周疑南」（命過ぎなむ）／巻五・八八六　山上憶良
「阿我和加礼南」（我が別れなむ）／巻五・八九一　山上憶良
「相別南」（相別れなむ）／巻五・八九一　山上憶良

ここにあらわれているような付属語表記は、意義性が捨象されているものであり、二合仮名の主たるあり方からすれば少数的存在といえる。二合仮名の多くは一回的な使用をもって衰退していく傾向にあるが、このように後期の段階で付属語表記が一回的でなく用いられていることは、特に齟齬をきたすことではない。二合仮名付属語表記は、字義が捨象されていわば音仮名本来の機能に回帰して、一回的使用にとどまらない継承性を獲得しているのである。従って後期にあってこのような使用の蓄積が認められることは首肯されることであり、また次代のひらがな文中にもなお二合仮名付属語表記を認めうることも、その証左となるであろう（尾山慎［二〇〇六・a］参照）。

一字一音の仮名書きの浸透は従来明らかになっている事実であり、確かに、略音仮名の傾向はそれに沿ったものとして予想通りの結果ではある。しかし略音仮名は、元来は韻尾を持つ字で、日本語表記には不適な存在であったはずである。それが、このような形で、日本語を表記するための仮名として取り込まれ、字母としての確立をみたことは、仮名の発達を考える上で、重要な事実といえる。[9]

また一方二合仮名は、尾山慎［二〇〇六・a］において指摘したように、訓字主体表記において主に機能する仮名であり、臨時的な使用をうけたと考えられる孤例が目立った。二合仮名は、あらかじめ二音節分の音連続がある程度決定しているという前提を有するのだから、略音仮名に比して汎用性で劣ることになる。しかも、音節表示だけでなく、表意性をも目論んで用字される場合もあり、やはり一字一音の音節表記とは相容れないところがあったのである。

三　考察②——時代別字種分布

ここでは、前項までと同様の前期・後期区分を用いて、字種がどのようにあらわれているかを観察する。なお仮名字種は音よみで五〇音順に上から下へ並べ、また時代の変遷に伴っての字種の出入りの様相が分かるように、横の項目でも字種をそろえて掲示してある。ここでの考察の意義は、前項で、使用頻度（用例数）の伸びという点で検証したため、これが字種の出入りとどのように

連関するものであるかを考察することにある。まずは略音仮名からみておく。

三―1　略音仮名の字種分布

・波線を施した字は地名にしか使用が確認できない字である。
・字種数の項目は、前期には認められなかったが後期で新たに確認された字種が何字あるか（「字種（増加）」）、あるいはその逆にどれだけ字種が減少したか（「字種（減少）」）を計上したもの（加えて、三期～四期でも同様に検証）。年代未詳歌群については出現時が知られないので字種数の出入りは掲示しない。
・各文字の右に記したアラビア数字はのべ用例数である。
・網がけは、訓字主体表記にしか確認されない字である。

表から読み取られることとして、まずは、字種が増加の一途を辿るわけではなく、出入りがあり、そして字種数が概ね最終的に減少傾向にあるという点があげられる。用例数の推移にも注意してみると、前期後期通して使われるような、「吉」「安」「等」「能」「良」といった頻用字が存在しているとわかる。表ではそれぞれの字種ののべ用例数を掲示しており、試みにこれを前項の使用頻度検証と同じく各時代の総文字数を母胎として比率を出すと、たとえば「吉」字では、前期に一九六六・八字に一回の使用であったのが、後期には二六八・八字に一回の使用、また「良」字は前期に一九八・六字に一回の使用であったのが、後期には七〇・四字に一回の使用となっており、いずれも如実に上昇傾向にあることがわかる。

以上のように、字種の動きと、また総文字数を母胎とした使用頻度の伸びという事実と併せて考えると、字種の出入りがある中で、「吉」「安」「等」「能」「良」などといった頻用字というものが存在し、それの台頭が略音仮名の伸びを裏付けている主要因と分かる。その一方でたとえば網かけした文字、つまり訓字主体表記における略音仮名はいずれも用例数が大変少なく、一例のみという場合も珍しくない。このように頻用される字種群と、訓字主体表記に一回的使用をうける字種群という好対照をなす分布が当該のデータにおける最も重要な特徴である。また、「吉」や「安」ほどの用例数ではないが、「仁」（n）や騰（ng）なども前期から後期にかけて、そして後期の三期～四期でもともに使用頻度を伸ばしている。しかしその一方、孤例ではないものの、「用」（ng）、伐（t）、得（k）のような、用例数はさほど多くはなく、前期から後期では上昇傾向にあるものの、最終的に第四期の段階ではいずれも使用頻度が下がっているというものもある。最終的に使用頻度を伸ばすものと、下げるものという対照的な様相をここでも認めることができる。

表8　入声字

【p入声】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
後期	甲類1	1	+1	—
年代未詳		—		

【t入声】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	吉 10 日 1 八 1 物 6 列 3	5	—	—
後期	吉 242 結 1 八 3 伐 6 必 9 別 1 末 77 物 11 勿 4 列 2 越 4	11	+7	−1
年代未詳	吉 46 八 1 必 3 末 18 物 7 烈 1	6		

参考【t入声】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	吉 46 伐 4 必 6 別 1 末 13 物 2 勿 4 列 2 越 4	9	+6	−2
第四期	吉 196 結 1 八 3 伐 2 必 3 末 64 物 9	7	+2	−4

【k入声】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	作 2 賊 1 得 3 薄 3 木 1 欲 5 樂 3	7	—	—
後期	憶 1 作 4 式 1 則 2 俗 1 得 17 特 1 泊 6 欲 144 樂 7	10	+6	−3
年代未詳	作 1 積 1 得 8 薄 6 泊 16 目 3 欲 27	7		

参考【k入声】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	式 1 則 1 俗 1 得 14 欲 22 樂 4	6	+3	−4
第四期	憶 1 作 4 則 1 得 3 特 1 泊 6 欲 122 樂 3	8	+4	−2

表9　撥音字

【m韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	南 1	1	—	—
後期			—	—
年代未詳	南 1	1		

【n韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	安18 雲1 君2 散4 新1 天2 田3 難1 仁6 年3 邊4 便9 萬12 聞9 延18 遠3	17	—	—
後期	安712 印ʖ1 君3 散11 新3 盡5 陳ʖ1 天33 田4 難3 仁37 年3 伴6 半3 嬪1 邊11 返2 反6 弁4 便24 煩5 萬20 聞3 満94 民2 面8 延1 連51 遠1 袁52 怨4	32	+16	−1
年代未詳	安181 印ʖ2 雲1 君8 散1 新2 准1 盡1 陳ʖ1 天18 難1 仁11 年7 伴3 邊1 便30 萬11 聞50 延57 隣ʖ1 遠8	22		

参考【n韻尾】三期〜四期

第三期	第四期
安51 君1 散5 新1 盡5 陳ʖ1 天11 仁14 伴1 半2 嬪1 邊4 返2 便11 煩1 萬7 聞1 満35 民2 面3 延1 遠16 袁47 怨4	安661 印ʖ1 君2 散6 新2 天22 田4 難3 仁23 年3 伴2 半1 邊7 反6 弁4 便13 煩4 萬13 聞2 民59 延5 連35 遠1
25	24
+12	+7
−4	−8

【ng韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	香51 曾78 等75 登44 騰14 寧1 濃3 能66 望1 用1 良99	11	—	—
後期	香142 曾360 僧1 宗2 等910 登360 藤2 騰73 寧6 濃5 農11 能907 平2 方1 房1 芳3 防ʖ1 蒙5 楊5 用11 容1 良923 浪3	23	+13	−1
年代未詳	香89 興1 凝3 曾196 僧1 宗1 等153 登176 騰7 濃3 能244 方1 朋2 楊5 良283	15		

参考【ng韻尾】三期〜四期

第三期	第四期
香42 曾106 僧1 等181 登69 藤2 騰20 寧4 濃1 農11 能215 方1 房1 防1 蒙2 楊2 用8 容1 良242	香100 曾254 宗2 等729 登291 騰53 寧2 濃4 能692 平2 芳3 蒙3 楊3 用3 良681 浪3
19	16
+9	+4
−1	−7

全体の趨勢として、字種数は減少の傾向にあり、そしてその内実においては使用頻度を伸ばす字種群と、そうでないものあるいは一回使用で終わっている字種群という対照的な分布をみせている。前項の用例数における検証で、略音仮名の使用頻度の飛躍的な伸びを観察したが、本項目でみたことと併せてみると、子音韻尾字で、略音仮名となっている字が悉くいずれも等しく使用を蓄積していく傾向にあるのではなく、出入りを見せながら頻用字へと絞り込んでいくという道筋が浮かび上がる。ほぼ全時代に使われているようなそれらの字が最終的に一気に使用を蓄積することによって伸びているものと理解できよう。

三-2　二合仮名

・掲示方法は基本的に前項に同じ。
・略音仮名用法が存在するが、二合仮名においては地名使用でしか確認できないものには二重線を施した。
・両形態通じて地名にしか確認できない場合は波線を施してある。

表で注目すべき箇所をいくつか挙げる。たとえばt韻尾字では、字種数が前期では三字、後期でも三字だが、続く三期～四期の表であがっているとおり、第四期ではt入声の二合仮名は使われなくなっている。またk韻尾では、字種数が前期が一〇字種であったのが後期には五字種に減り、さらに、三期から四期にかけても減っている。しかも第四期のうち二字は地名字であって、非固有名詞への二合仮名の使用が衰退していることがわかる。またm韻尾では、前期七字種に対して後期一〇字種と増えているが、続く三期～四期の表をみると、第四期の段階ではやはり字種は三字種までに減っている。以上のように、二合仮名の場合は、前の項目でみた使用頻度の下降傾向と同様、後期の特に後半にかけては、概ね字種が減少し、地名や付属語など繰り返し使用をうける二合仮名字種だけが残っていく状態である。つまり、非固有名詞への臨時的な使用は、徐々にされなくなっていくという道筋がはっきりわかり、二合仮名は真に衰退していると認められるのである。

右にみてきたような推移・消長を見せる略音仮名・二合仮名が、仮名の発達においていかなる意味をもつかということを述べてまとめとする。すなわち、以上の結果は、純然たる漢字音を喚起する文字からの離脱として、訓仮名[10]が日本語音を喚起することと同じ意味において、子音韻尾字がまさに日本語の文字になっているということを示すものととらえられる。かつて、有坂秀世氏が『上代音韻攷』で、萬葉仮名の漢字音は、日本語の音韻体系によって歪曲された域外の表音性をもっていると述べたが、それは要するに、漢字が事実上、日本語の文字になっているということを

表10　入声字

【p韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	雜 1　颯 1　萬 1	3	—	—
後期	匝 1	1	+1	−3
年代未詳	塔 1	1		

参考【p韻尾】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	匝 1	1	+1	−3
第四期		0	—	−1

【t韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	壹 1　薩 1　越 5	3	—	—
後期	蔀 2　乞 1　越 2	3	+2	−2
年代未詳	乞 4　薩 2　越 5	3		

参考【t韻尾】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	蔀 2　乞 1　越 2	3	+2	−2
第四期		0	—	−3

【k韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	各 1　極 2　作 1　積 1　式 1　色 1　徳 1　福 1　莫 1　目 1	10	—	−9
後期	憶 1　極 1　叔 2　筑 17　樂 3	5	+4	−9
年代未詳	各 1　式 2　色 1　拭 1　筑 10　莫 2　幕 3　樂 5　落 3	9		

参考【k韻尾】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	憶 1　極 1　筑 15　樂 2	4	+3	−9
第四期	叔 2　筑 2　樂 1	3	+1	−2

表11　撥音字

【m韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	兼 8 険 2 監 2 點 2 南 3 濫 4 廉 1	7	—	—
後期	甘 2 敢 1 兼 7 監 2 三 2 膽 1 南 8 念 1 濫 2 藍 1	10	+6	−3
年代未詳	甘 5 兼 14 監 5 今 1 金 1 三 1 南 21 覧 6 濫 6 藍 1	10		

参考【m韻尾】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	敢 1 兼 2 監 2 三 2 膽 1 南 6 念 1 濫 2 藍 1	9	+5	−3
第四期	甘 2 兼 5 南 2	3	+1	−7

【n韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	干 1 君 1 信〉2 讃〉1 珍〉1 難‖2 遍 3 敏 1 丸 1	9	—	—
後期	散 1 信〉1 難‖22 粉 1 敏 1	5	+2	−6
年代未詳	雲 1 漢 1 干 1 君 10 散 2 信〉3 丹〉1 弾 1 難‖8 遍 1 萬 2 敏 1	12		

参考【n韻尾】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	難‖13 粉 1 敏 1	3	+1	−7
第四期	散 1 信〉1 難‖4	3	+2	−2

【ng韻尾】

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
前期	香‖3 凝 1 鍾 2 當 1	4		
後期	香‖1 鍾 8 當 6 相〉1	4	+1	−1
年代未詳	凝 1 鍾 3 當 1 相〉2	4		

参考【ng韻尾】三期〜四期

時期	字種	字種数	字種数（増加）	字種数（減少）
第三期	香‖1 鍾 1 當 1	3	0	−1
第四期	鍾 7 當 5 相〉1	3	+1	−1

示している。確かに古代朝鮮漢字音の影響はあろうが、少なくとも、正音の漢字音としては読めないところに仮名のあり方を捉えるべきである。漢字音を背景とする表音表記が、漢字音から離れて、日本語音を喚起する文字となった。その端的なものが略音仮名であり、二合仮名といえるだろう。

おわりに

略音仮名と二合仮名は、音節構造としては、同じ子音韻尾字を素材として、原音における韻尾を捨てるか、韻尾に母音を付加するかの違いに由来するものである。一方は一音節、もう一方は二音節となっているが、萬葉集の歌表記においては大きく異なる機能を帯び、両者の使用の様相が描く道筋は対照的であった。

略音仮名は使用頻度が時代とともに伸びていくが、字種にも注目すると、種々の字種がある中で、特に頻用字というものが認められ、それらが後期には一気に使用を蓄積している。つまり字母としてその地位を固めているのである。一方の二合仮名は訓字主体表記において主に用いられるもので、しばしば表意性を帯びることがあったり、あるいは二音節分の音連続が概ね決まっている、などの点から汎用性として低いものであった。これに加えて、二合仮名は主として訓字主体表記の一部を担うという補助的な位置にあったため、結局は自身の存在を脅かしたのだと考えられる。このように、二合仮名はその位置において、略音仮名と競合してしまうような性質の仮名ではないので、その衰退は、略音仮名の台頭が直接原因ではない。しばしば意義性を帯びてもちいられることがあり、純粋な音仮名としてのあり方から乖離した性格―つまり音節表示だけに必ずしも特化されない機能をもっていた二合仮名は、多音節であることもあり、仮名字母として定着することはできなかったと考えられるのである。この一方で、二合仮名の助辞表記や地名を代表とする固有名詞は継承性をもったため、自立語や非固有名詞の二合仮名における衰退傾向とは一線を画したものと理解される。

萬葉仮名とは、日本人が自らの文字として、内側から日本語を表記するための文字である。音仮名もその音節は中国正音が基盤となってはいるが、中国人が日本語を借音表記するのとはもはや別である。内田賢徳［二〇〇五］が「その文字は現象としては漢字であっても、倭語の音節を一義的に表しているということにおいて、狭義に漢字なのではない。訓字とならんで倭語を表す文字」（二四頁）と説くように、れっきとした日本語の文字としてある。漢字音を背景とする表音表記が、漢字音から離れて、日本語音を喚起する文字となる、これを顕著に示唆する存在が本稿でみ

てきた子音韻尾字音仮名であるといえよう。日本人にしか読めず、日本語母語者だけがそれを理解する文字へと展開していることを示す好例である。

子音韻尾字の推移と消長は、正用としての漢字から萬葉仮名字母への到達を示唆的に我々に語るものである。元来特殊音素をもつからこそ、漢字正音から乖離して、そして仮名として浸透していく様が浮き彫りとなる。子音韻尾字の動向をみることで、萬葉仮名の展相についてより明確な知見を得られるものと考える。今回は非固有名詞にも豊富に使用を見いだせる萬葉集における例を取りあげてこれを位置づけた。今後は、この視点を主軸に据えて、同時代あるいは時代を遡って他資料における様相を検証し、なぜ子音韻尾字は仮名として日本語表記のために配備されねばならなかったかを考究していきたい。

注

（1）本稿における萬葉集の用例は「補訂版萬葉集本文篇」（塙書房）に依拠しているが、考察における各種統計は、論者がCD-ROM版萬葉集（木下正俊・校訂・塙書房 平成一四年二月）を元にデータベースを作成し、それをもとに算出したものである。なお、考察対象は歌本文に限っている。また、歌本文の総文字数の算出においては、割注や一云～の箇所をあらかじめ排除してカウントした。

（2）萬葉集における子音韻尾字音仮名各種形態での様相については、尾山慎［二〇〇五］、［二〇〇六・a］、［二〇〇六・b］に詳しく論じている。

（3）人麻呂と家持を選抜したことについて。子音韻尾字を用いている歌人は他にもいるが、まとまった用例をもち、なおかつその詠んだ歌を本人が書いたであろうとみて支障ない人物がこの場合妥当である。そして時間変移に伴う傾向を観察するために、比較する二者は時代的に隔たっていることが望ましい。そこで人麻呂をまず候補として挙げ、これと時代が隔たっていて、なおかつ上記の条件を備える人物ということで家持を取り上げた。

（4）本稿では、和歌を表記する種々の萬葉仮名（訓字・訓仮名を含めて）において、子音韻尾字がいかに用いられているかをみるのが主眼である。つまり、和歌を表記する手段として、子音韻尾字の使用はどのように推移していったのか、ということである。従って、たとえば音仮名における略音仮名の比率、といった考察方法は今回の趣旨からははずれることになる。実際に表記されている実状は、我々が抽出することができる「仮名」「訓字」といった属の別で分けられるものではなく（仮名をたとえば音訓で弁別して体系的に分類把握できるのは、表記された結果としての用例

群を我々が享受していて、それを俯瞰、整理できるからである。）、分けられるとすれば仮名主体、訓字主体というあり方である。その中にあっていかに子音韻尾字が交じえ用いられるのかという動向をみてこそ、実際の使用様態がはかれるのではないかと考える。このようなことから、本稿では、音訓を区別しない総文字数という母胎数の導入、また訓字主体、仮名主体という分類方法を設けているのである。

（5）略音仮名が仮名主体表記に多くあらわれることは容易に想像されることだが、音仮名である二合仮名が訓字主体表記に偏っていることを確認する意味もあってこの分類を提示した。この偏向の事実は、結局二合仮名の機能としての特質に関わることでもあり、衰退の要因でもある。二合仮名は音仮名表記という方法からの援用というよりは、そもそも、訓字主体表記において要求された存在であって、むしろ一字一音表記に相容れないような存在であったのである。二合仮名について詳しくは既発表論文尾山慎［二〇〇六・a］に論じている。

（6）時代変遷による仮名使用の動向を測るのが本稿の大きな目的のひとつであるが、そのためには、時代的な区分を仮説的に設けて、変化を観察する方法が妥当である。二期区分を採用したねらいは、藤原京以前と平城遷都以降で、それぞれ藤原木簡と平城木簡の仮名の状況を調査し、それとの比較を今後おこなうという目的があるためである。

（7）地名表記とは、固定性、継承性に裏付けられている。つねにその土地を指して他の意義に動揺しないという機能を発揮してこそ、地名表記である。その点で、非固有名詞の表記と違う性格を帯びているものであることは明白である。ことに萬葉集の表記は多彩であるから、そのように固定性の高い地名表記の例を除いた傾向を考察しておく妥当性はあると考える。

（8）巻五・九〇一の「可久夜歎敢（かくやなげかむ）」が動詞活用語尾と付属語に跨るように使用されている以外はすべて、付属語である。また、「可久夜歎敢」「相別南」については、訓字が交え用いられており、二合仮名の多くが訓字主体表記で使用されていることに通じるあり方である。なお、仮名主体表記における二合仮名を、異なり語で整理すると地名に七、付属語に一、自立語＋付属語が一となり、純粋に自立語だけを表記したものが出現しないという特徴がある。また、八八四は大伴君熊凝という人物が行路で死んだ時の嘆きの歌で、八八五とあわせて二首詠まれている。題詞左注によれば麻田陽春が熊凝の立場で詠んだものという。さらに、八八六、八九一は、山上憶良がこの陽春の二首に追和した六首（八八六～八九一）のうちに含まれているものである。伊藤博『萬葉集釋注』における当該歌群注釈によれば、陽春の二首は「小篇ながら、憶良の力篇を導き出した震源として注目される」とあって、憶良の二

首との深い関係を指摘する。この用例群はいずれも憶良に深い関係があるのであって、付属語としての二合仮名「南」が当該に集中していることは注目されることであるため、今後他の種の仮名の在りようも含めて考察したい。

(9) 今回は萬葉集を取り上げて考察を加えているが、これを遡って、そもそも子音韻尾字がなぜ日本語表記に取り入れられ、用いられなければならなかったか、という問題があることは看過できない。当然の事ながら、萬葉集にあらわれている日本語の音節で、子音韻尾字の仮名しか備えない音節は存在しない。無韻尾の同音節仮名もやはり見いだすことができる。なぜわざわざ特殊音素をもつ子音韻尾字が字母として配備されねばならなかったのかという問いとその回答は、自ずと萬葉集の外に、そして萬葉集以前へと求められていくことになると考えている。それは時代的にさかのぼらなければならないということ、また位相の異なる資料—たとえば木簡などを視野に入れなければならないということである。論者は、まずは今回、萬葉集における在りようを位置づけて、これを子音韻尾字音仮名使用のひとつの到達点と把握し、これとの比較をもって今後、記紀、風土記、木簡、金石文、正倉院文書などにおける様相を逐次検証して、上述したところの、子音韻尾字を仮名として配備したことの理由を考究していきたいと考えている。

(10) 尾山慎［二〇〇六・a］に指摘したことだが、二合仮名と訓仮名の類似性は注目されることである。訓仮名は正訓を背景にしたものであり、そこから意義を捨象したものと一応は考えられる。しかしながら、正訓を背景とするが故に、その境界線はいわば曖昧で、音節表示用でありながら、同時に意義を喚起しやすいことも否めない。このように、音節表示か意義表示いずれかひとつに必ずしも絞られない場合があるという点で両者は似ているのである。訓仮名は正訓字の範疇から遊離して、仮名として機能しようとし、一方二合仮名は音仮名としての範疇から遊離して訓字主体表記に機能しようとするのである。訓仮名は、意義を捨象することで仮名へと近づこうとし、日本語の音節表示に機能する。これとは逆に二合仮名は、音節表示に特化されているべき音仮名の範疇を超え、その字義を捨てきらないで表意性を帯びたまま表記に機能する、いわば正訓的な在りようへと近づくものであった。

[文献]

乾　善彦［二〇〇三］『漢字による日本語表記の史的研究』（塙書房）
内田賢徳［二〇〇五］『上代日本語表現と訓詁』（塙書房）
犬飼　隆［一九九二］『上代文字言語の研究』（笠間書院）
大野　透［一九六二］『萬葉假名の研究』（明治書院）
大塚　毅［一九七八］『萬葉仮名音韻字典』上巻・下巻（勉誠社）
沖森卓也［二〇〇〇］「子音韻尾の音仮名について」（『鎌倉時代語研究』第二十三輯）

尾山　慎［二〇〇五］「萬葉集における入声字音仮名―連合と略音―」（『國語と國文学』第八二巻八号）
尾山　慎［二〇〇六・a］「萬葉集における二合仮名について」（『萬葉語文研究』第二集）
尾山　慎［二〇〇六・b］「萬葉集における撥音韻尾字音仮名について―連合と略音―」（『萬葉』一九五号）
春日政治［一九三三］『假名發達史序説』（『春日政治著作集　第一』勉誠社）
姜　斗興［一九八二］『吏読と萬葉仮名の研究』（和泉書院）
木下正俊［一九五四］「脣内韻尾の省略される場合」（『萬葉』一〇号）
沼本克明［一九八六］『日本漢字音の歴史』（東京堂出版）
橋本四郎［一九六六］「多音節假名」（『澤瀉博士喜壽記念萬葉學論叢』澤瀉博士喜壽記念論文集刊行會）
三吉　陽［一九五三］「入聲音より見た人麻呂の用字法」（『萬葉』七号）
毛利正守［二〇〇三］「和文体以前の「倭文体」をめぐって」（『萬葉』一八五号）
森　博達［一九九一］『古代の音韻と日本書紀の成立』（大修館書店）

付記　本稿は、平成十八年十月二十九日に日本女子大学にて開催された第五十九回萬葉学会研究発表会において口頭発表した内容を論文化したものです。質疑応答の席上、また研究会後にも多くの先生方より貴重なご意見、ご指摘を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

（おやま　しん・大阪市立大学特任講師）

書評

桑原祐子著『正倉院文書の国語学的研究』

佐野　宏

本書は、正倉院文書を古代日本の言語生活における国語資料―文字・表記資料―として捉え、そこに観察される諸事実を叙述した論考集である。本書の構成は、第一部「文字と表記の研究」と第二部「語彙の研究」とからなる。各章段名を掲出すれば次の通りである。

序―国語資料としての正倉院文書

第一部　文字と表記の研究

第一章　文字の形と語の識別―「參」の二つの字形―

第二章　女性名構成要素「―メ」の表記

第三章　男性名「―マロ」の表記

第四章　同名異表記(一)―造東大寺司四等官の場合―

第五章　同名異表記(二)―「ウマカヒ」の場合―

第二部　語彙の研究

第六章　橡(ツルバミ)について―帳簿の復原と分析の試み―

第七章　墨の記述―墨頭・墨端と助数詞―

第八章　助数詞「村」の意義と訓について―正倉院文書・木簡による分析―

以下に気づいた点を述べる。

第一章では、「現在、「參」の形で定着している文字について、奈良時代の生の資料を観察する」と「叅」と「叅」の「二種の形が使用されている」として、まず写経所文書に限定して、「三」の大字には「叅」を用い、參(マヰル)・不參・參向・參上・參来などの動詞的語句や阿刀与參(人名)には「叅」を用いることを確認している。そして、

現在ならば、同じ字形「參」で書き表す三の大字とマヰル系の語との間に字形の上で書き分けがあったことが窺えるので

ある。つまり、意義の相違に基づいて異なる字形を用いているのだから、字形の相違は語の識別に関与すると解釈しうる現象だと言えるのである（21頁）

と述べる。この「書き分け」が広く一般的なものであるか否かを、北倉文書・紙背公文に調査範囲を広げて同様の事実を確認している。北倉文書には「書き分け」が認められる。ところが、紙背公文には「マヰル系の語・人参・参議等の語はほとんどみいだせない。唯一〔出雲国計会帳（天平五年）〕に「参（叅）向」が一例あるのみである」けれども、「三」の大字の実態をみれば、

天平二・四年の各国の正税帳および大宝二年の戸籍では、三の大字に叅・叅の両形が使用されている。例えば、越前国の正税帳に注目してみると、天平二年には、叅を用いているが、天平四年の郡稲帳では叅を用いている。また、「死馬皮叅張直稲叅拾束　張別一十束」（正集二八、一ノ四六八）のように叅と叅が共起しているところも天平四年の群稲帳にはある（29頁）

ことから、「計帳には同じ年に両形を用いたものはないが、全体を見れば、叅も叅も三の大字に使用している」として、「叅」と「叅」とは「同語を表す二つの形、すなわち同字の異体関係であった」可能性が高いと述べる。

ここに各資料が書記された年代という観点を導入して、写経所文書や北倉文書での「叅」と「叅」の使い分けは、「その資料の大半が天平六年以降のものであるという、年代に規制される現象であった」ことを指摘する。この天平六年を境とするあり方については、その背景として、大宝四年四月に国印を諸国へ一斉頒下する上で、「三川国」が「叅河国」に固定されたと推定し、それが契機となって「三＝叅の認識が一般化した」（32頁）とする。そして、天平六年の事情は必ずしも明らかではないが、「人為的に公的な力によって統一されたのではないかという推測が可能だ」と述べる。

天平六年を境とする事情については、「ミカハ」という国名表記の確定とどの程度関与するかは評者にはやや飛躍があるように感じられた。天平六年頃には出雲国風土記などが撰進される時期とも重なる点で、風土記などで大字使用がどの程度統一されたかはなお判然としないけれども、もう少し調査範囲を広げてみる必要があるだろう。しかし、従来、正倉院文書として一括して扱われる資料群に、書記年代という観点を導入して、「三」の大字に「叅」と「叅」とが混用されるあり方から、「叅」を専用するあり方へという表記法の変遷を指摘した点は評価される。

ただ、評者はここに述べられる「書き分け」の判断が問題ではないかと思う。桑原氏は本章の冒頭部で、

本章では二つの形（評者注「叁」と「叅」の二種の形）が語の識別に関与するのか、関与しないのか、ということを検討する。語の識別に関与しない場合、両者は同字の異体関係であると認定できる。語の識別に関与した場合、両者は別字と認識されていた可能性が高い。しかし、文字用法の史的変化を示す現象である可能性もある（17頁）

と述べている。この点で写経所文書などからすれば、天平六年以降は別字となったということになる。ところが、さらに続けて、次のように述べている。

同一文脈において入れ換え可能な複数の文字のことを同字の異体関係と認定し、字形に類似があっても、同一文脈において入れ換え不可能な複数の文字のことを別字と認定する（同）

としている。

一般にある共時態において字体を異にする同音同義の漢字の組を相互に異体字というが、本章での「異体関係」とは、同一文脈上で置換可能な文字群を指している。これは「三」の大字として「叁」と「叅」とが混用されることから、この二字をひとまずは「異体関係」として扱うための措置かとも思う。異体字の把握は、観察者がそれをどのように措定するかに拠るが、右の「異体関係」が表記単位における「異体」であるならば、同音同義でなくとも良いということなのか―それならばある語句に対して仮名表記と訓字表記とは入れ換え可能であるから「異体関係」になる―、それとも同音同義を前提とする文字単位での「異体」字把握であるのかは明確にしておくべきであろう。

たとえば、「叁」と「叅」との「書き分け」について、

三の大字叁には小字三との間に形態的類似がある。そのため、文脈の情報なしに、字形だけで語の識別が可能になる。叁は三を表すのには、叅よりも視覚的効果が高いことは言うまでもない。「はな」と表記されているだけでは、「花」か「鼻」なのか直ちには判断できない。「庭のはな」「はながムズムズする」といった文脈が与えられない限り「はな」の意義は理解できない。しかし、漢字で「花」もしくは「鼻」と書くことによって、つまり別々の形を与えることによって、文脈なしで意義が理解できるのである。数字三の場合には、叁と書き、出仕の意義の場合は叅と書くというのは、これに匹敵する書き分けだといえないだろうか。表語性を本質とする漢字にとっては、理想的な形と意義との関係であると認められるのではないだろうか（25～26頁）

とある。確かに異なる語に対応してそれぞれに異なる字（字体）を用いているのであれば、別語の別字だということであって、「叁」

と「叅」とは別字だということになる。しかし、天平六年以前は「三」の大字に「參」と「叅」とが置換可能であるから、これらは同字の「異体関係」にあった可能性があるともしている。つまり、「同字の異体関係」であったものが、天平六年を境にして劇的に「別字」になったということを述べたことになる。

評者も、天平六年以降の資料群に、評者の立場からすれば「參」と「叅」という字体が使い分けられているという事実は認める。けれども、この事実は、異体字が別字になったことを示しているのか。さらには、「三」の大字において「參」と「叅」とが混用されるから、二字は「異体関係」にあるといえるのか。この点になお論ずべき余地を残しているのではないかと思われる。

正倉院文書では、「三」に対して「參」と「叅」とが混用されても、参向などの漢語における動詞、人参などの物品名において「參」が用いられた例は見つけにくいようであるから、「三」の大字には「參」を、それ以外には「叅」を用いるという大きな枠組みは変わらない。その中で、戸籍計帳という資料の性格上、参上・参出などの動詞語句が殆ど見られない紙背公文で、同一年には混用した例がないという特徴を持ちながら、全体として混用されているというとき、たとえ郡稲帳に「死馬皮參張直稲叅拾束張別一十束」（正集二八、一ノ四六八）とするような例があるにしても、共時的に異体字として「入れ換え」可能だというレベルであるとまで言い得るか。

一体、数・量を表す数字に大字を用いるのは、その数量が正式に決算されたものであり、書記者以外の改竄を許さないことを表記上に明示するところにある。これを言い換えるならば、表記の置かれた場が、その表記それ自体を拘束していることを明示するものである。表記が置かれた場とは、たとえば、

凡そ公文は、悉くに真書に作れ。凡そ是簿帳、科罪、計贓、過所、抄牓の類の、数有らむ者は、大字に為れ。（公式令66）

とする場合の書式である。数字の大字は壹貳參肆伍陸漆捌玖拾佰仟萬のように画数の多いものをいうが、一二三…の同音字による仮借であって、その書式を採用する限りにおいて数字相当として用いられる文字群である。

ここで問題となるのは、「大字に為れ」とある書式が表記中の文字の字体までを拘束したかどうかであろう。仮に「三」の大字に「參」と「叅」とが通用字体であったとして、天平六年以降に「參」に統一したのであれば、書式が字体を拘束したことを意味している。そのときたとえば運筆上の「叅」の如き字体はどの程度排除されているのか。あるいは「貳」と「貳」、「佰」と「伯」、「仟」と「阡」などはどの程度統一されたのかが検証される必要

があるように思う。

第二章から第五章は人名表記に関わる問題を扱っている。戸籍計帳の作成については、戸令にその規定があるが、書式上の細則については「依」式勘造」（戸令19）となっており、その具体的な規定は明らかではない。これを表記上の特徴から探ったものである。

第二章・第三章はそれぞれ女性名の構成要素「―メ」、男性名の構成要素「―マロ」について、その資料の公式・非公式という性格と表記とを付き合わせることで、そこに文字選択乃至は表記選択の実態を捉えている。

まず、第二章は、当時の女性名の構成要素に「―メ」（乎女、乎波賣の類）について述べる。「―メ」の表記は大きく分けて「―女」と「―賣」とがあるが、各資料を全体としてみれば「―女」の表記が一般的であるとした上で、戸籍・計帳及びそれを参照したとみられる資料では「賣」を用い、それ以外の奴婢帳や木簡では「女」を用いることを明らかにしている。つまり、より正式な戸籍・計帳においては「賣」を専用する傾向があることを指摘している。戸籍・計帳類で女性名表記に「女」を用いない理由として、「女」字が性別を表す戸籍中段に用いられ、各戸口の課役の有無を明示する上で機能していることを挙げる。

女子はすべて不課であるから、女子の箇所に「女」および「女」偏の文字があれば、女子であるがゆえの不課であることは一見して了解できる（74頁）

また、戸籍上段の各戸の歴名には戸主との続柄が示されるが、その場合も男子の「孫」に対して女子は「孫女」というように、性別の指標として「女」字が用いられることを指摘している。

これは「女」字が、訓字として性別指標へと特化するなかで人名表記上の仮名としては排除されたことを示している。そして、

戸籍に関する規定内のものを公的なもの、規定外のものを私的なものと仮にするならば、公的な表記は「―賣」表記、私的な表記は「―女」表記であるという認識があったのではないだろうか（76頁）

としている。この点は戸籍における表記法としては首肯されるが、人名表記それだけを取り出して、「―女」が私的で「―賣」が公的といえるかはなお保留すべきであろう。あくまでも書式が拘束する表記かそうでないかという点であるから、たとえば、戸籍上段と中段では「女」字が有標だとして、人名表記に「女」字があればよりいっそう「不課である」ことをは明瞭になるともいえるからである。また、戸籍ではないが、奴婢帳関係文書で概ね「―メ」を「女」「賣」のいずれで記すかは、各資料毎にどちらか一

方が選択されており、同一資料で二字が併用されないという事実もまた機能的な表記だともいえるからである。

第三章は、男性名構成要素「―マロ」について「―メ」と同様の検証をして次のように指摘する。

正倉院文書全体での「―マロ」に対する表記をみると、麻呂・万呂・万里・萬呂・萬侶・萬里・末呂・満と多様な表記が出現している。ところが、「令」「式」規定内の、政治的に機能する公的文書であるか否か、表記上の自由が許容される箇所であるか否か、という観点から「―マロ」に対する表記をみると、多様な文字表記がすべて同じように出現していなかったのである。いくつかの選択が可能であっても、「―麻呂」表記しか現れてこない（105頁）

これに対して、「規定外の非公式資料である写経関係帳簿」では、「―マロ」は「―万呂」が大多数を占めており、「政治的に機能しない日常の事務的な帳簿では「―麻呂」表記は殆ど使用されない」と指摘する。その中で、木簡について、

注目すべき木簡は、過所・選叙・宿直の木簡と習書の木簡である。これらの木簡に記される「―マロ」の表記は「―麻呂」だけであり、「―万呂」はみられない（100頁）

と指摘している点は非常に興味深い。また、

仮名字体としての「麻」と「万」について検討してみると、戸籍・計帳の仮名書き個人名部分の「マ」の仮名としては、「麻」が一四八例であるのに対し、「万」はわずか四例である。この結果から、仮名の字体としても「麻」が晴（ハレ）の字体で、「万」が褻（ケ）の字体であることが窺われる（106頁）

と述べる。仮名字体に晴（ハレ）と褻（ケ）との関係があるというのは、いわゆる仮名遣いとして正用の字体が想定される。これがたとえば「万」のような韻尾字を仮名として用いないといった文字それ自体の属性に関わることであるのか、あるいは数量を表す文字を人名表記に用いないといった、前章の「女」と「賣」にも関連する文書の機能的な側面が関係するのか、このあたりはなお検証を要すると思う。

けれども、書式において仮名字体が選択されるという事実は仮名表記の質を考える上で重要である。要するに書式が表記を拘束乃至は制限するという場合に、〈ことば〉と文字との対応という社会的規範性がどのように位置づけられるかである。「參」と「叅」、「女」と「賣」、「麻」と「万」の通時的乃至は共時的な使い分けとおぼしき分布傾向差は、それらが用いられる数量や人名の表記がまず書式の枠組みで拘束を受けており、さらにその表記を構成する文字の字体が拘束されるという段階があるように思わ

れる。それらが全体として、書式が字体―文字選択の可能性―までも拘束した結果が公的な資料として中核をなし、その周辺部に位相を形成しているのだが、その中核部は、結局のところ、いわゆる正書法のあり方を示しているのではないか。

たとえば、万葉集における憶良の用字法としてモの甲乙を区別することが知られているが、それが彼個人の用字法に帰せられるものであるのか、あるいは古事記のそれを典拠とするような、ある種の歴史的仮名遣い（毛利正守「上代特殊仮名遣いとその利用方法」（『日本語の語源と学ぶ人のために』（平19・世界思想社））として位置づけられるものであるのか、そういった問題を考える場合に、正倉院文書における仮名字体の選択という事実は少なからず示唆を与えるものと思う。

第四章・第五章は、自署の個人名表記に着目したものである。

第四章は造東大寺司四等官及び、写経所の案主のうち個人名表記が複数見られる一四名の同名異表記における改字のあり方を観察している。特に、

自署は、責任の所在を明らかにするために自分の実名を自筆で書くものである。写経関係文書の場合、本文・日付・責任者の地位・位階・氏・カバネまでは書記官が書き、個人名だけを本人が書いている。……中略……文書での自署の機能は、それの有無によって文書が正文であるか案文であるかを決定するというところ、つまり、文書の保証にある。実際に、一見して本文との違いが分かるように、自署は大きく肉太に崩して記されている。すでに特定の人物であることが明らかであるから、多少自由に表現できるという面と自署によってその文書が保証されるという公的な面とが自署にはある（131頁）

として、自署表記にみられる文字選択の実態を捉えている。表記上の改字の契機には位階・地位の上昇があると見られ、「与佐美＞与参」、「馬甘＞馬養」、「國方＞國堅」、「小足・男足＞雄足」などがあることを述べる。さらに地位の上昇に伴って改字した後の表記が、通用するにつれて、本人の自署以外の場でもその表記が用いられるようになり、その人物を特定する表記ともなることを指摘している。

自署表記が指示対象と結びつくことで、たとえば「上馬甘」から「上馬養」へと改字した後に、この人物は「自らの責任の証として文書の継目裏書に「養」とだけ記し」ているが、これは「ウマカヒ自身の意図によって選択された「養」が即ち彼自身を特定する「形」になった」（132頁）ことを示すというのは、自署表記の固定のあり方と、文書上における識別指標として略書されるあり方をよく示していると思われる。

第五章は、第四章の成果を踏まえて、身分に関わりなく、本人の自署表記が他の筆録者に用いられるかという、自署表記の固定性について「ウマカヒ」という個人名に着目することで分析している。結論としては、やはり身分差によって異なりがあり、上位者ほど固定性が強く、中位者は本人が多用することで次第に固定してゆき、下位者はほとんど固定されないとする。首肯される論である。

この第一部は、主として文書の正書法のあり方を捉えたものと思われる。戸籍・計帳などの人名に多い形態素「賣」「麻呂」について表記を統一するのは、その均質性においてあり、「三」の大字についてもそれは同断であろう。その一方でより特立性の高い人物の人名表記はその自署を尊重するというのもまた表記を統一しようとするところに起因している。表記を統一するという働きは、偏に文書の書式が要求するところではないかと思う。文責の証として自署される中には本人の好字意識も介在しようが、しかし、それとは別にその自署表記自体が書式に組み込まれてゆく様相として捉えることができるだろう。

第二部は語彙篇であるが、語彙研究というよりは表記研究の方が妥当だろう。事実上、表記の正訓的意味を探ることに重点が置かれているからである。

第六章は、「橡」の色相について、橡色の紙に墨書されるか否かという観点から、「観音経百巻」の写経事業における帳簿の復原整理を手掛かりに、写経に用いられた紙数と墨との支給状況を検討している。そこから深橡色の紙は墨書可能な茶系統の色であることを確認し、その色が胡桃色と同系色であることを導いている。帳簿の残存資料の偏りがあるが、少なくとも金墨・銀泥・瑩生の記述がないとする。

第七章は、写経所文書中には使い指しの「墨」を表す語に「墨頭」「墨端」があるが、これは写経所の物品管理の必要から、使い指しの墨と新品の墨とを区別する上で生じた新造語であり、天平勝宝年間にはこの両語が併用されるが、天平宝字年間以降は「墨端」に固定されるようになると指摘する。また、「墨頭」に対する助数詞にはゆれがあるが、「墨端」には助数詞「村」を固定的に用いることを指摘する。

第八章は、第七章で「墨端」でふれた助数詞「村」について考察し、それが「長いものを実用の大きさにカットした、その一切片を「村」と数えた」（259頁）と指摘する。しかし、この結論は保留すべきかもしれない。「経所雑物見注文」の例（266頁）に、

黒柿端五村〔三村各長一尺／二村各長四寸〕　古手巾四条

布綱四条　調理綿三屯

とあるが、これを「黒柿端」は「軸や軸端にすべき黒柿の木端のことであろう。つまり、黒柿の一切片であるから「村」で数えた」のだとする。けれども、評者には「各長一尺」ということは、「村」は複数の「黒柿端」を含むようにも思われる。海藻類についても、「村」で数えるが、桑原氏自身も「大きな物の一切片というよりも、小さな物が多数集まったヒトカタマリ、今でいう一山・一盛に相当する状態を数えたものと思われる」（268頁）とするように、量的な把握があるとみるべきか。

また「村」の訓みとして三保忠夫氏『木簡と正倉院文書における助数詞の研究』（平16・和泉書院）は「スン」と音読みを採用しているが、本書では「ムラ」と訓むと述べる。

肉の一切片を表す「臠」に対して「シシムラ」という訓が定着し、その結果「ムラ」という訓を介して難字「臠」を避けて「村」が充字として用いられたのではないか。そして、「臠」という文字から離れたことによって、つまり「村」の字面をもつことによって、広く一切片やヒトカタマリを示す助数詞として定着したと考えられる（275頁）

評者は右の結論はなお保留すべきかと思う。確かに「ムラキモ」というような枕詞があり、五臓六腑を一群として量的に指すこともあるから、否定するつもりはない。けれども、「村」の訓としては、「ムラ」が正訓かとも思うが、たとえば、地名「磐余」「石村」を「イハレ」と訓む例が万葉集にはある。恐らくは「イハアレ＞イハレ」であろうから、「村」には「アレ」の訓があると思われる。そうした場合に、たとえば、長屋王家木簡に、

勅旨　石川夫人　糯阿礼粟阿礼／一々物今二斗進　内東人

とある。この木簡については、犬飼隆氏『木簡による日本語書記史』（平17・笠間書院）が「一々物」を「ヒトツヒトツ（ノモノ）」と訓み、宇津保物語の、

われひとり鶴と松とをみるよりもひとつひとつは君にとそおもふ　（菊の宴）

と同様に「いずれか一方」の意と指摘している。また、小書された「阿礼」は二項並列構文で、特には択一的に「Aにあれ、Bにあれ」と解釈している。ただ、「一々物」がいずれか一方をの意であるなら、前には「糯」と「粟」だけであるから、「アレ」という並列は不要のようにも思われる。「糯粟一々物」で事足りるからである。また、後世の例であるから何ともいえないが、名義抄に「餅粉」を「アレ」と訓む。一つの可能性としては、粉末状にしたものを「アレ」というようであるし、長屋王家木簡には、

糯粉米五升／受小嶋女／〇十一月廿二日稲虫書吏

とするものがあるから、糯米ではなく、糯粉の意で「糯阿礼」な

のではないかと思われる。

そうするといずれかといえば、新しい助数詞「村」の訓を直ちに「ムラ」だと限定して良いかどうか。特に使い指しの墨や、榑などの、整形状態からすれば摩滅破砕した状態のものの量的な助数詞に用いられる点を考慮すれば、もう少しその訓の確定は留保されるものと思う。評者は、助数詞を「村」と表記するからそれをもって全てを均し並みに扱うのは危険なのではないかと思うからであって、特に「一端」と「村」とがセットになっているようにもみえるから、この点はもう少し検証が必要かと思う。

予定された紙幅はすでに超過してしまっている。十分に尽くせないのは評者の責である。

本書の序に正倉院文書が書式というべき規範的な枠組みがあり、しかも個々に筆録者が特定できる同類の資料群があるということについて、

ある官人(写経所の事務官)の言語生活を通史的に検討することも……複数の案主(写経所の事務責任者)の作成文書・帳簿を並べることで、個人の書き癖や文書・帳簿作成上の創意工夫を明らかにすることも可能である(11頁)

と指摘する。ここに本書における桑原氏の観点が示されている。

本書にいう「言語生活」とは、「文字・表記に対する「正式・略式」あるいは「正・俗」の意識」の現れとして、具体的には公文書として正式に確定したものと、その周辺にあるものとの位相それ自体を指している。

桑原氏は極力、現象事実の叙述にとどめるけれども、「言語生活」は現象としての位相を支えている文字・表記の選択可能性の幅にあるだろう。文書の書式という枠組みが許容する限りでの文字選択・表記選択の自由—すなわち用字法としてのあり方があり、そこに書記者の文字・言語の生活基盤がある。しかし、それは、その選択可能性が制限されることにおいて相対的に明らかとなる幅である。文字選択・表記選択を制限したのは、社会的規範性をもつ書式の枠組みであって、いわば書式が書記者の文字・表記選択を拘束するところにいわゆる正書法がある。本書は、文字・表記選択における書式が許容する自由と、一方で書式が要求した正書法としてのあり方との両面を捉えている点に意義がある。広く一読を勧めたいと思う。

(平成十七年十二月二十六日　思文閣出版
A五判・二八一頁　五四〇〇円)

(さの　ひろし・福岡大学人文学部准教授)

予告

○萬葉学会第六十回全国大会

平成十九年度の全国大会を、大阪市立大学との共催により、左記のように開催する予定です。

記

開催日　平成十九年十月二十日(土)から二十二日(月)まで

第一日(十月二十日)　午後

公開講演会

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　全学共通教育棟

講演

倭文体の位置づけをめぐって—漢字文化圏の書記を視野に入れて—　武庫川女子大学教授　毛利正守氏

唐詩人の月　大阪市立大学名誉教授　興膳　宏氏

かほ鳥をめぐって　京都大学名誉教授　井手　至氏

懇親会　於高原記念館(学友ホール)

第二日(十月二十一日)全日

研究発表会

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　全学共通教育棟

第三日(十月二十二日)日帰り

臨地調査研究　難波から飛鳥へ

以上

○「萬葉学会奨励賞」について

このたび、本学会では、若手研究者のすぐれた業績に対し、奨励賞を授与する制度を設けることとしました。副賞は十万円といたします。対象は、原則として四十五歳未満の研究者で、前年一月から十二月までの業績について編輯委員会が選考いたします。

編輯後記

○永年に亘り本学会で私共をお導き下さいました西宮一民氏が五月六日に、森重敏氏が同月二八日に逝去されました。謹んで学恩を想い心より御冥福をお祈り申し上げます。

○本号は、昨年度大会の成果から。前号に欠けていた国語学分野の特輯を企画した訳ではありませんが、ここには上代語を研究する際の各氏の方法論が見事に示されています。蜂矢氏の講演も尾山氏の論も共に射程が長く、さらなる続編も期待されます。

○前号でもご案内しておりますが、今秋、大阪市大で開催される第六十回大会、予告欄を一読され、ふるって御参加下さい。研究発表会の詳細は次号でお知らせします。

○今般、本学会では奨励賞を制定することになりました。発表時間の充実、投稿規程の改訂に続く、学会活性化の為の第三弾です。若手研究者の奮闘を大いに期待します。なお、第一回奨励賞は、本年の業績に対し、来年の大会での授与を予定しています。

○私の拙い編輯はこれで終わります。この二年半、玉稿をお寄せ下さった皆様、また大会等でお世話になった皆様に、あつく御礼を申し上げます。次号からは橋本雅之氏の担当です。投稿について倍旧の御支援をお願いするとともに、氏の充実した編輯に御期待下さい。

（山﨑健司）

◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

投稿規程

一、投稿資格は、会員に限る。

一、内容は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は、原則として四百字詰め原稿用紙四十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、投稿に際しては、原稿四部（コピー可）を学会本部宛に送ること。ただし、原稿は返却しない。

一、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いする。

一、採否決定は、編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

一、掲載された論文等の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、本誌「萬葉」の再版、電子化公開等については、執筆者の許可を得ないで学会が行うことができるものとする。

萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・臨地調査研究を中心とする全国大会を行い、表彰制度を設けるなど、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を

大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
大阪市立大学文学部国語国文学研究室内（郵便番号五五八―八五八五）

に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

萬葉　第百九十八号
平成十九（二〇〇七）年六月二十五日印刷
平成十九（二〇〇七）年六月三十日発行
頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円
558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号
大阪市立大学文学部
国語国文学研究室内
電話 〇六（六六〇五）二四三三
編輯・発行　萬葉学会
代表者　芳賀紀雄
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七
542-0082 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社内
発売所　萬葉学会事務室
電話 〇六（六二一）六三五五